

令和5(2023)年度

# 業 務 概 要

〔令和4(2022)年度の実績〕

栃木県中央児童相談所

栃木県県南児童相談所

栃木県県北児童相談所



## はじめに

児童相談所の業務につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、子育てを取り巻く環境は、急激な少子化の進行に加え、核家族化や地域社会の人間関係の希薄化などを背景に、家庭や地域のこどもを育てる力の低下や子育て家庭の孤立化が進んでいます。

このような中、こどもや家庭に関する問題は、複雑・多様化しており、一つの機関のみで解決することは、これまで以上に難しくなっています。

特に児童虐待は、次代を担うこどもの人権を著しく侵害するとともに、心身の発達、人格の形成に重大な影響を及ぼす行為であり、社会全体で取り組み、解決すべき課題となっています。本県の児童相談所における令和4(2022)年度の虐待対応件数は1,627件で、前年より5件(0.3%)増加し、依然として高い水準となっております。

全国的に見ても、近年、児童虐待相談件数が急増しており、相談内容も深刻な事例が数多く見られています。

このような状況から一層の児童虐待防止対策の強化とともに、児童への処遇や支援の質の強化を図るため、児童福祉法等が改正され、令和6(2024)年4月から施行されます。今回の改正では、児童の意見聴取等の仕組みの整備や一時保護所の設備・運営基準の策定、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入等が行われます。

県におきましても、法改正の趣旨に則り、児童相談所の体制・専門性の強化や一時保護改革に取り組んで参ります。

児童相談所におきましては引き続き、児童福祉の専門機関として、児童虐待をはじめとする諸課題に迅速かつ適切な対応ができるよう職員の資質向上や組織体制の強化を図って参ります。

また、市町や児童福祉施設等の関係機関との連携を一層密にし、援助を必要とするこどもとその家庭に対する相談援助活動を更に充実して参りたいと考えておりますので、今後とも皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

この業務概要は、栃木県内3か所の児童相談所における令和4(2022)年度の業務実績をまとめたものです。児童相談所業務のより一層の御理解とこどもと家庭の支援に関する参考資料として御活用いただければ幸いです。

令和5(2023)年7月

栃木県中央児童相談所長

栃木県県南児童相談所長

栃木県県北児童相談所長

# 目 次

## 第1章 児童相談所の概況

1	児童相談所	1
2	沿 革	1
3	業務内容	3
4	相談内容	4
5	相談業務の流れ	5
6	機 構	6
7	所在地及び管轄区域	7
8	市町別人口等一覧	8

## 第2章 児童相談所の業務実施状況

1	令和4(2022)年度の相談受付状況	9
(1)	新規相談受付件数	9
(2)	経路別・男女別受付状況	10
(3)	年齢別・相談種別受付状況	11
(4)	相談種別受付状況	12
(5)	年度別相談件数の推移	13
(6)	年度別・児童相談所別・相談種別受付状況	14
(7)	年齢別受付構成の推移	15
(8)	児童相談所別・市町別相談受付状況	16
ア	中央児童相談所	16
イ	県南児童相談所	16
ウ	県北児童相談所	17
(9)	虐待相談受付状況	17
(10)	市町別虐待相談受付件数	18
2	相談対応状況	19
(1)	援助の種類	19
ア	在宅指導等	19
イ	児童福祉施設入所(通所)措置、指定医療機関委託	20
ウ	里親、小規模住居型児童養育事業委託	20
エ	児童自立生活援助の実施(自立援助ホーム)	20
オ	福祉事務所送致等	20
カ	家庭裁判所送致	20
キ	市町村送致	21
(2)	相談種別対応状況	22
(3)	養護相談対応状況	23
(4)	養護相談における受付・対応の状況	24

ア	養護相談年齢別受付構成の年度別推移	24
イ	児童虐待に関する相談対応件数	25
ウ	児童相談所別・市町別・虐待種別相談対応状況(児童相談所対応分)	27
(5)	非行相談における受付・対応の状況	29
ア	非行相談の年度別受付推移	29
イ	経路別受付状況の推移	29
ウ	非行内容の年度別受付推移	30
エ	非行相談の男女別対応件数	30
3	判定業務状況	31
(1)	診断及び心理療法・カウンセリング等の状況	31
(2)	相談種別心理診断受付状況	33
(3)	通所指導	34
ア	個別通所指導	34
イ	グループ指導	34
(4)	判定書・証明書等交付状況	35
(5)	1歳6ヶ月児、3歳児精神発達精密検査・事後指導等実施状況	34
(6)	療育手帳取扱い状況	36
ア	中央児童相談所	36
イ	県南児童相談所	37
ウ	県北児童相談所	37
(7)	家族支援事業の実施状況	38
ア	外部委託	38
イ	家族支援研修	39
(8)	被虐待児フォローアップ事業	39
4	電話相談	41
(1)	電話相談種別受付状況	41
(2)	電話相談種別年齢区分別受付状況	42
(3)	電話相談者別受付状況	43
5	里親登録と委託児童の状況	44
(1)	里親委託の推移	44
(2)	管轄児童相談所別里親委託状況	45
(3)	市町別里親委託状況	47
6	児童福祉施設等入退所状況	48
(1)	児童福祉施設等入退所状況	48
(2)	児童福祉施設等入所状況	49

7	その他の業務	50
(1)	施設巡回相談	50
(2)	施設処遇援助事業	50
(3)	関係機関との連携	51
	ア 社会福祉援助技術現場実習生の受入れ	51
	イ 児童相談所施設見学・視察等の受入れ	51
(4)	市町支援事業	52
(5)	市町虐待対応力強化支援事業	52
(6)	協力体制整備事業	52
(7)	虐待ホットライン整備事業	53

### 第3章 一時保護業務の実施状況

1	一時保護	54
(1)	年度別一時保護所入所児童数	54
(2)	月別一時保護所入所児童数	54
(3)	児童相談所別一時保護所入所児童数	55
(4)	一時保護専用施設入退所状況	55
(5)	一時保護所入所状況（年度別・相談種別）	56
	ア 養護	56
	イ 養護のうち主訴が虐待であったもの（再掲）	56
	ウ 非行	56
	エ 育成	56
(6)	一時保護所退所状況（年度別・相談種別）	57
2	委託一時保護	58

# 第 1 章 児童相談所の概況

## 1 児童相談所

児童相談所は、児童の福祉に関する事項について専門的機能を有し、児童福祉行政の中核的役割を果たす機関として児童福祉法第12条及び第59条の4に基づき都道府県及び政令指定都市が設置することになっている。栃木県には、中央・県南・県北の3つの児童相談所が設けられている。

## 2 沿革

児童相談所は、児童に関する診断治療機能及び児童福祉法上の行政機能並びに児童の一時保護機能を持つ機関であり、その沿革は次のとおりである。

### (1) 中央児童相談所

- 昭和23年4月 栃木県児童相談所を宇都宮市戸祭町、養護施設下野三楽園の家庭寮の一棟を借りて開設する。
- 7月 庁舎を宇都宮市西原2569番地、元陸軍40部隊の兵舎内に設ける。
- 11月 40部隊の兵舎内の旧武道場を模様替えして事務所とする。
- 昭和24年3月 女子保護室及び遊戯室を建設する。
- 昭和25年4月 児童福祉司は県児童課所属のまま地区駐在とする。
- 昭和27年3月 特別保護室を建設する。
- 7月 児童福祉司は、児童相談所所属とし、地方事務所兼務とする。
- 昭和28年4月 児童相談所内に係制を敷き、庶務係及び保護相談係を設置する。
- 昭和33年4月 課制を敷き、相談調査課、判定指導課、一時保護課を設置する。
- 昭和38年3月 本館を新築する。
- 昭和40年2月 一時保護所を新築する。
- 昭和41年4月 県北児童相談所の新設により、名称を中央児童相談所とする。
- 昭和42年4月 庶務課を新設し、4課制とする。
- 昭和43年4月 所長補佐を置き、庶務課長が兼務する。
- 昭和44年12月 下都賀及び安蘇福祉事務所勤務の児童福祉司各1名の兼務を解き、児童相談所勤務とする。
- 昭和46年4月 河内福祉事務所勤務の児童福祉司1名の兼務を解き、児童相談所勤務とする。
- 昭和47年4月 安蘇福祉事務所勤務の児童福祉司1名の兼務を解き、児童相談所勤務とする。
- 昭和48年4月 県南児童相談所の新設により、現行の管轄区域とする。  
児童福祉司の福祉事務所兼務制を解き、全員児童相談所勤務とする。
- 昭和52年4月 所長補佐を専任とする。
- 昭和56年4月 一時保護課を交替制勤務とする。
- 昭和62年4月 テレホン児童相談事業を開始する。
- 平成4年4月 ふれあい心の友（メンタルフレンド）訪問援助事業を開始する。
- 平成8年3月 庁舎を宇都宮市野沢町4番1号に新築移転する。
- 4月 庶務課を名称変更し総務課とするとともに、企画指導課を新設する。
- 平成8年7月 テレホン児童相談事業を中央児童相談所に統合するとともに、相談の日時を拡大する。
- 平成10年4月 被虐待児フォローアップ事業を開始する。
- 平成11年10月 協力体制整備事業を開始する。
- 平成15年4月 総務課と企画指導課を統合し、企画管理課とする。
- 〃 虐待ホットライン整備事業を開始する。

- 平成 17 年 4 月 相談調査課に児童虐待対応チームを設置する。  
テレホン児童相談の対応日を拡充し、毎日対応とする。
- 平成 22 年 4 月 相談調査課に相談支援第一チーム、相談支援第二チーム、相談支援第三チームを設置する。
- 平成 23 年 3 月 一時保護所を増築し、定員を 18 名から 25 名とする。
- 平成 24 年 4 月 判定指導課に家族支援担当を設置する。
- 平成 30 年 4 月 相談調査課に設置していた児童虐待対応チームを分離し、虐待対応課として新設する。また、相談調査課相談支援チームについては、三チーム制から二チーム制とする。
- 令和 2 年 4 月 企画管理課長を専任とし、所長補佐（総括）の兼務を外す。
- 令和 5 年 4 月 児童福祉専門監を配置する。  
企画管理課内に社会的養育支援チームを設置する。  
虐待対応課内に虐待対応第一チームと虐待対応第二チームを設置する。

## (2) 県南児童相談所

- 昭和 48 年 4 月 栃木県県南児童相談所を栃木市沼和田町 17 番 22 号に開設する。
- 昭和 62 年 4 月 テレホン児童相談事業を開始する。
- 平成 4 年 4 月 ふれあい心の友（メンタルフレンド）訪問援助事業を開始する。
- 平成 10 年 4 月 被虐待児フォローアップ事業を開始する。
- 平成 11 年 10 月 協力体制整備事業を開始する。
- 平成 17 年 4 月 判定指導課に児童虐待対応チームを設置する。
- 平成 22 年 4 月 庶務相談課を名称変更し管理課とする。  
" 判定指導課内に相談支援第一チーム、相談支援第二チーム、判定支援チームを設置する。
- 平成 29 年 7 月 庁舎を新築し、業務を開始する。
- 平成 31 年 4 月 判定指導課に設置していた児童虐待対応チームを分離し、虐待対応課として新設する。
- 令和 3 年 4 月 判定指導課に設置していた相談支援第一チーム、相談支援第二チームを分離し、相談調査課として新設する。
- 令和 5 年 4 月 管理課内に社会的養育支援チームを設置する。  
虐待対応課内に虐待対応第一チームと虐待対応第二チームを設置する。

## (3) 県北児童相談所

- 昭和 41 年 4 月 栃木県県北児童相談所を西那須野町（現 那須塩原市）、県立那須農業高等学校（現 県立那須拓陽高等学校）の会議室を借りて開設する。  
同月 20 日、西那須野町南町 7 番 20 号に現庁舎落成移転する。
- 昭和 48 年 4 月 児童福祉司の福祉事務所兼務制を解くとともに課制を敷き、庶務相談課、判定指導課を設置する。
- 昭和 62 年 4 月 テレホン児童相談事業を開始する。
- 平成 4 年 4 月 ふれあい心の友（メンタルフレンド）訪問援助事業を開始する。
- 平成 10 年 4 月 被虐待児フォローアップ事業を開始する。
- 平成 11 年 10 月 協力体制整備事業を開始する。
- 平成 17 年 4 月 判定指導課に児童虐待対応チームを設置する。

- 平成 22 年 4 月 庶務相談課を名称変更し管理課とする。  
// 判定指導課内に相談支援チーム、判定支援チームを設置する。
- 令和 2 年 4 月 判定指導課に設置していた児童虐待対応チームを分離し、虐待対応課として新設する。
- 令和 3 年 10 月 庁舎を新築し、業務を開始する。
- 令和 5 年 4 月 管理課内に社会的養育支援チームを設置する。  
判定指導課に設置していた相談支援チームを分離し、相談調査課として新設する。

### 3 業務内容

児童相談所の主な業務は児童福祉法第 12 条「児童相談所」、第 26 条「児童相談所長の採るべき措置」及び第 27 条「都道府県の採るべき措置」（第 32 条により都道府県知事から児童相談所長に権限が委任されている）に規定されている。

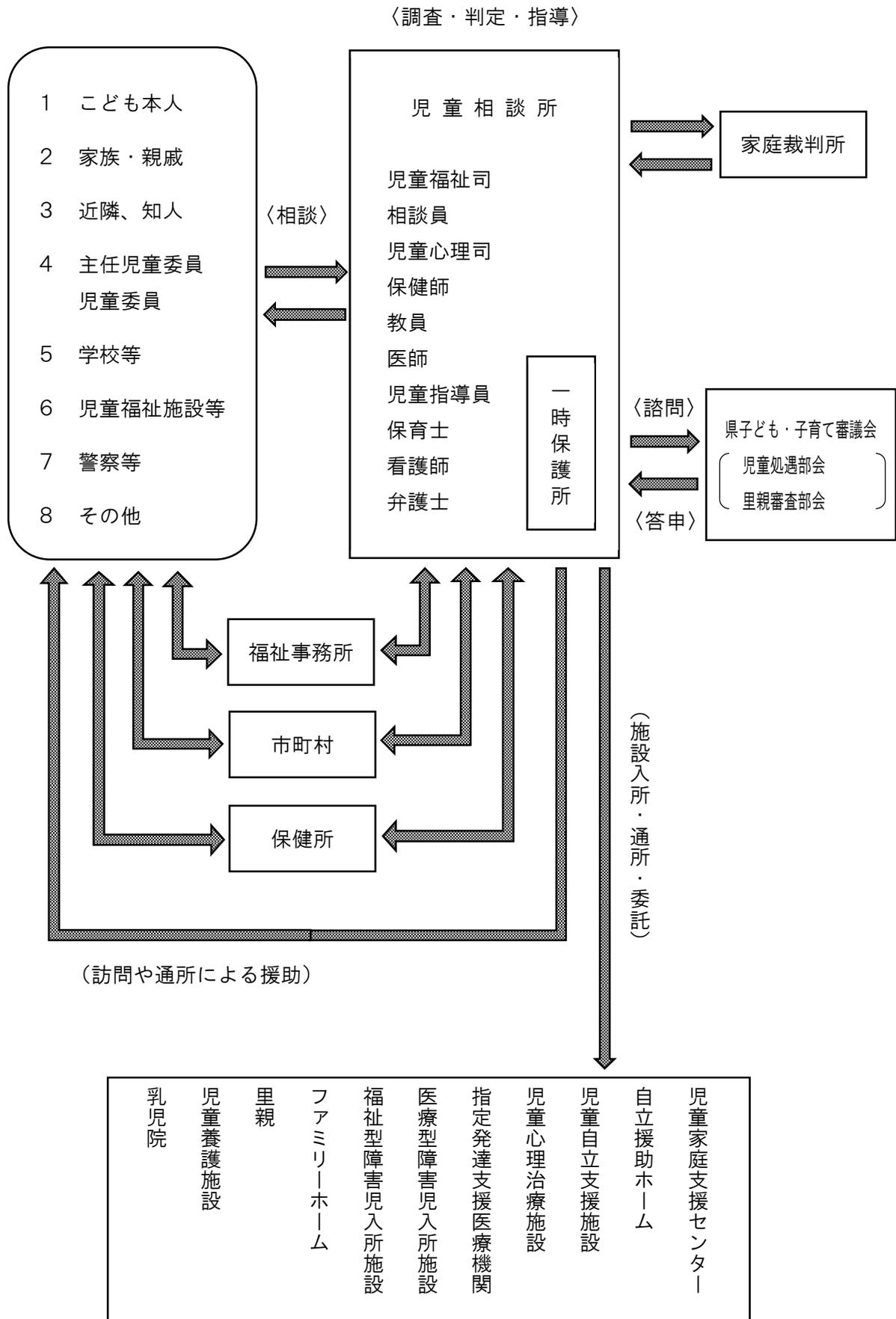
その主な業務内容は、次のとおりである。

- (1) 市町村による児童家庭相談への対応について市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供その他必要な援助を行う。
- (2) こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、自ら又は関係機関を活用し一貫した子どもの援助を行う。
- (3) こども及びその家庭について必要な調査及び医学的、心理学的、教育学的、社会的並びに精神保健上の判定（総合診断）を行い、その改善について必要な指導を行う。
- (4) こどもを里親等に委託し、又は児童福祉施設等に入所させ、あるいは指定医療機関に委託し、その福祉を図る。
- (5) こどもの緊急保護や行動観察、短期入所等が必要な場合に一時保護を行う。

#### 4 相談内容

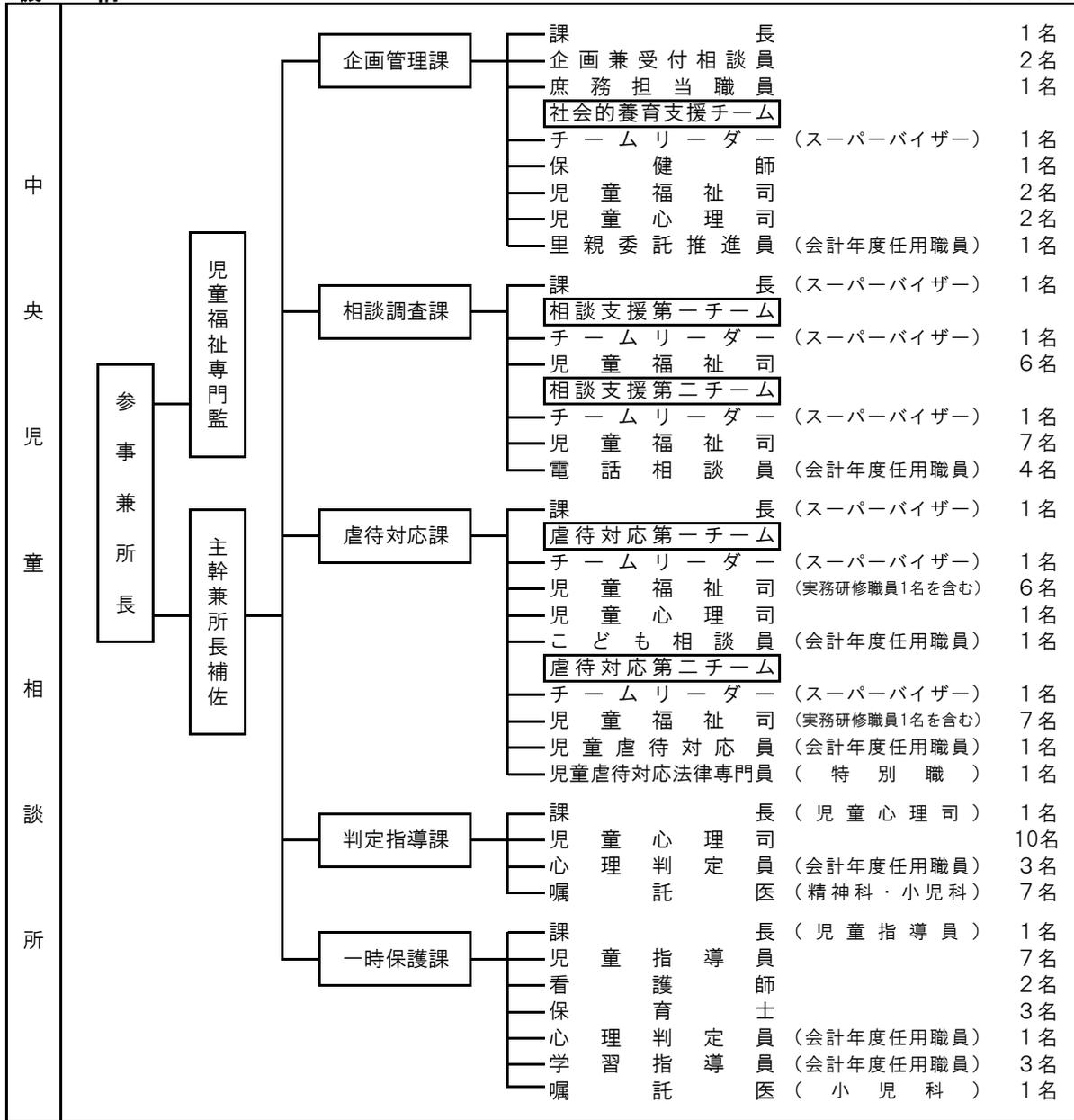
養 護 相 談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境の問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保 健 相 談	3 保健相談	低出生体重児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障 害 相 談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談。
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	9 発達障害相談	自閉症スペクトラム障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非 行 相 談	10 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	12 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談。

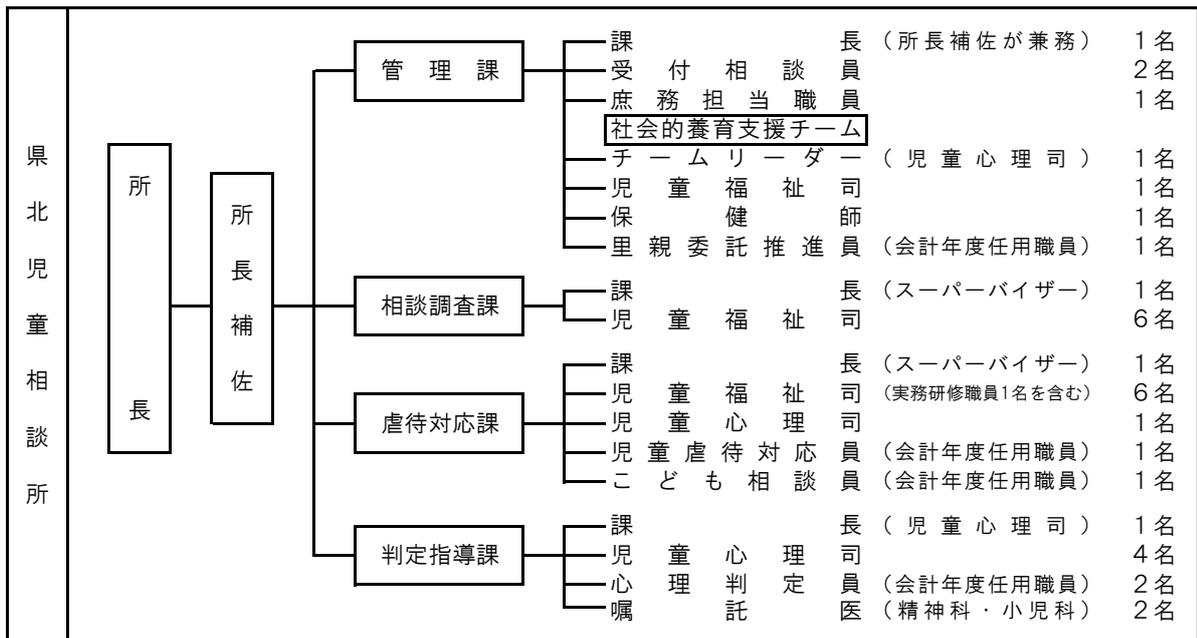
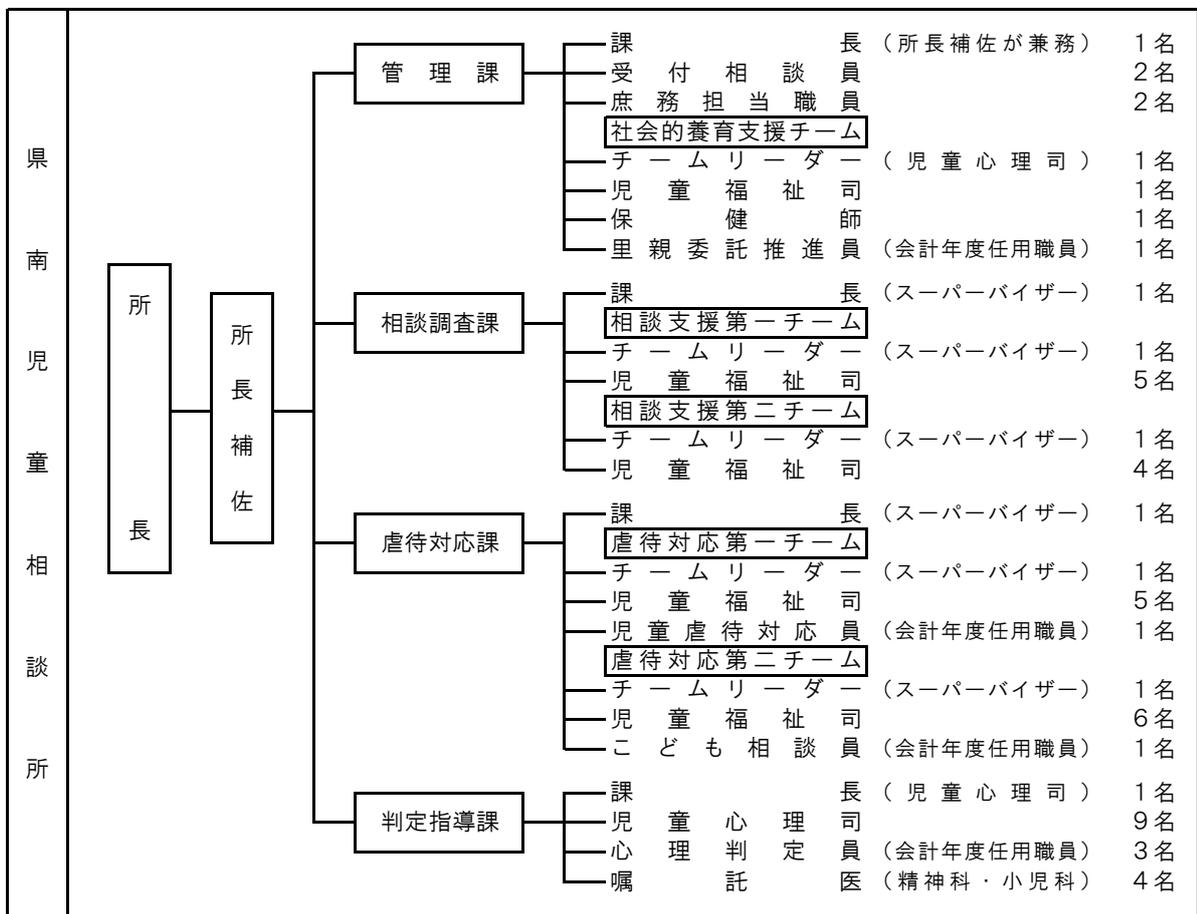
## 5 相談業務の流れ



6 機 構

令和5（2023）年5月1日現在





## 7 所在地及び管轄区域

令和5(2023)年5月1日現在

児童相談所	区域
中央児童相談所 (宇都宮市野沢町4-1) Tel 028-665-7830	宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、 益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南児童相談所 (栃木市沼和田町17-22) Tel 0282-24-6121	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、 野木町
県北児童相談所 (那須塩原市南町7-20) Tel 0287-36-1058	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、 那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町

## 8 市町別人口等一覧

	市 町 名	面 積 (K㎡)	人 口 ( 人 )	世 帯 数	児 童 数 (推定)	学 校 数			児 童 ・ 生 徒 数 (人)		
						小学校	中学校	義務教育学校	小学校	中学校	義務教育学校
中央 児童 相談 所	宇都宮市	416.85	515,902	242,710	76,399	71	31		27,554	14,473	
	鹿沼市	490.64	94,182	40,399	12,991	24	10		4,452	2,501	
	日光市	1,449.83	77,153	36,404	8,670	23	15		3,046	1,747	
	真岡市	167.34	79,193	32,808	11,946	14	9		4,229	2,247	
	市計(4市)	2,524.66	766,430	352,321	110,006	132	65		39,281	20,968	
	上三川町	54.39	30,860	12,424	4,819	7	3		1,603	929	
	益子町	89.40	21,758	8,825	2,825	4	3		1,078	579	
	茂木町	172.69	11,877	4,905	1,148	4	1		416	250	
	市貝町	64.25	11,305	4,531	1,475	3	1		522	282	
	芳賀町	70.16	15,539	5,872	2,347	3	1		850	393	
町計(5町)	450.89	91,339	36,557	12,614	21	9		4,469	2,433		
合計(4市5町)	2,975.55	857,769	388,878	122,620	153	74		43,750	23,401		
県南 児童 相談 所	足利市	177.76	141,778	67,471	17,727	22	12		6,038	3,474	
	栃木市	331.50	155,281	66,879	20,480	29	14		7,150	3,995	
	佐野市	356.04	114,695	52,701	15,341	20	9	1	4,722	4,016	815
	小山市	171.75	167,089	75,742	24,992	24	10	1	8,256	4,352	267
	下野市	74.59	59,741	25,260	8,572	8	3	1	2,567	1,322	772
	市計(5市)	1,111.64	638,584	288,053	87,112	103	48	3	28,733	17,159	1,854
	壬生町	61.06	38,473	16,391	5,494	8	2		1,970	616	
	野木町	30.27	25,099	11,002	3,423	5	2		1,239	240	
町計(2町)	91.33	63,572	27,393	8,917	13	4		3,209	856		
合計(5市2町)	1,202.97	702,156	315,446	96,029	116	52	3	31,942	18,015	1,854	
県北 児童 相談 所	大田原市	354.36	69,161	29,786	9,541	19	8		3,393	1,784	
	矢板市	170.46	30,804	13,317	3,871	7	4		1,310	948	
	那須塩原市	592.74	116,416	51,913	16,859	20	9	1	6,048	3,052	53
	さくら市	125.63	43,850	18,208	7,068	6	2		2,506	1,270	
	那須烏山市	174.35	24,432	10,395	2,774	5	2		967	553	
	市計(5市)	1,417.54	284,663	123,619	40,113	57	25	1	14,224	7,607	53
	塩谷町	176.06	10,235	4,027	1,051	3	1		365	240	
	高根沢町	70.87	28,963	12,786	4,155	6	2		1,422	726	
	那須町	372.34	24,191	10,687	2,544	6	3		888	457	
	那珂川町	192.78	14,758	5,880	1,473	3	2		527	309	
町計(4町)	812.05	78,147	33,380	9,223	18	8		3,202	1,732		
合計(5市4町)	2,229.59	362,810	156,999	49,336	75	33	1	17,426	9,339	53	
栃木県総計	6,408.09	1,922,735	861,323	267,985	344	159	4	93,118	50,755	1,907	

(注)

- ・この一覧表の面積は、令和5(2023)年1月1日現在の数値である(出典：全国都道府県市区町村別面積調)。  
(公表単位ごとに小数第三位を四捨五入しているため、都道府県の面積が所属する市区町村の面積の合計と一致しない。)
- ・人口及び世帯数は、令和5(2023)年3月末日現在の数値である(出典：住民基本台帳に基づく栃木県の人口及び世帯数)。
- ・児童数(推定)は、18歳未満の令和4(2022)年10月1日現在の数値である(出典：栃木県毎月人口調査)。
- ・学校数(分校含む)及び児童・生徒数は、令和4(2022)年5月1日現在の数値である(出典：学校基本調査)。



## **第2章 児童相談所の業務実施状況**

# 1 令和4(2022)年度の相談受付状況

## (1) 新規相談受付件数(栃木県総計)

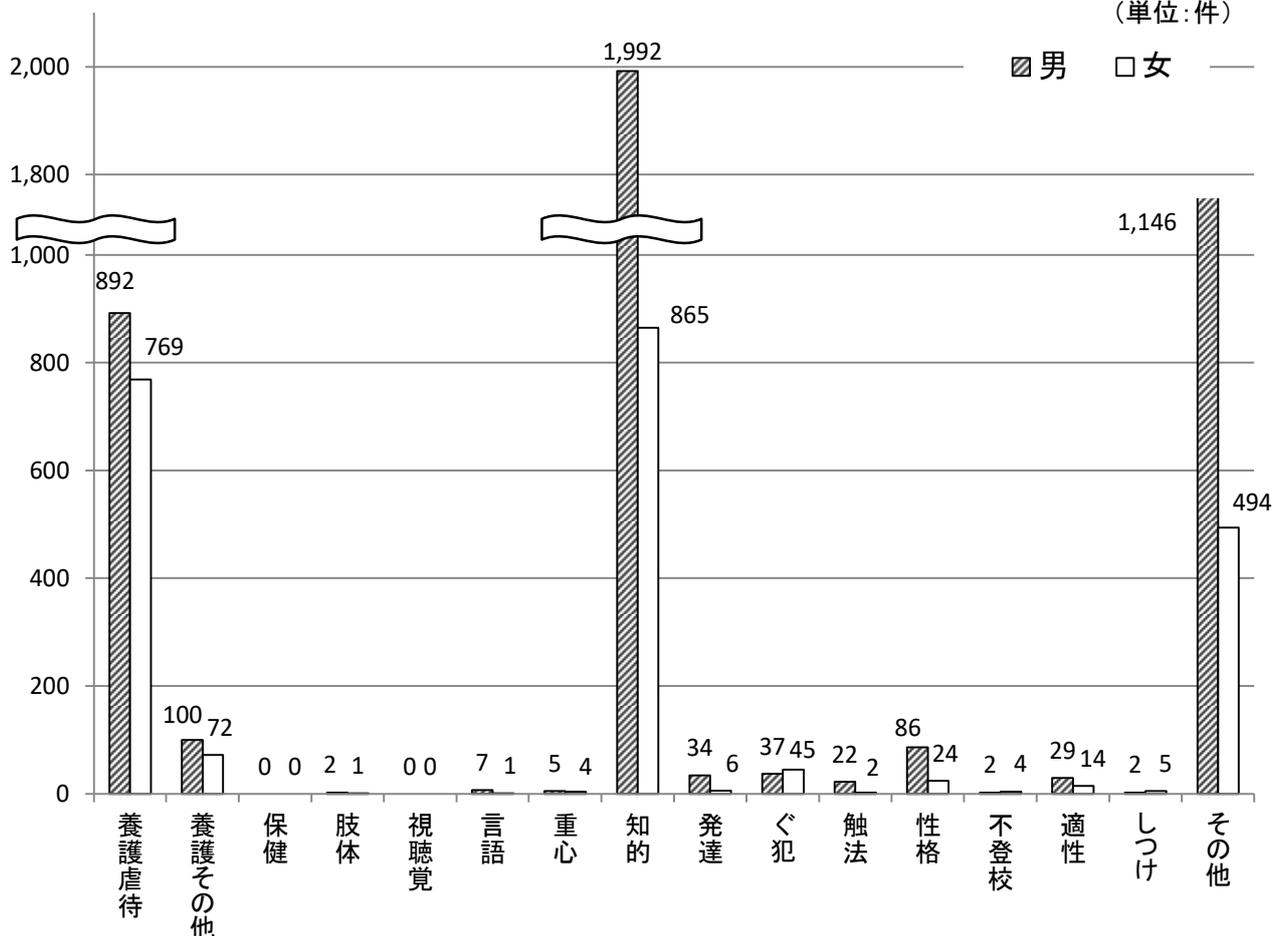
児童相談所における、令和4(2022)年度の電話相談を含まない新規受付件数は各児相合わせて6,662件である。これは、県内全児童数約26万8千人の2.5%、1万人当たり248人の割合で受け付けたことになる。

県内全児童数約26万8千人の児童相談所別比率は中央45.8% (12万3千人)、県南35.8% (9万6千人)、県北18.4% (4万9千人) であり、新規受付件数の児童相談所別比率は中央42.4%(2,828件)、県南37.3% (2,485件)、県北20.2% (1,349件) という状況である。

(単位:件)

相談種別 児相・男女別	養護		保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け	そ の 他	計	
	児童虐待相談	その他の相談																
中央	男	348	47		2			2	853	16	17	7	38		3	1	523	1,857
	女	285	33		1			3	391	3	23	1	14	4	4	3	206	971
県南	男	335	20				7	3	758	16	12	8	33		24	1	385	1,602
	女	330	18				1	1	316	2	14		9		10	1	181	883
県北	男	209	33						381	2	8	7	15	2	2		238	897
	女	154	21						158	1	8	1	1			1	107	452
男女計	男	892	100		2		7	5	1,992	34	37	22	86	2	29	2	1,146	4,356
	女	769	72		1		1	4	865	6	45	2	24	4	14	5	494	2,306
計		1,661	172		3		8	9	2,857	40	82	24	110	6	43	7	1,640	6,662

(単位:件)



## (2) 経路別・男女別受付状況（栃木県総計）

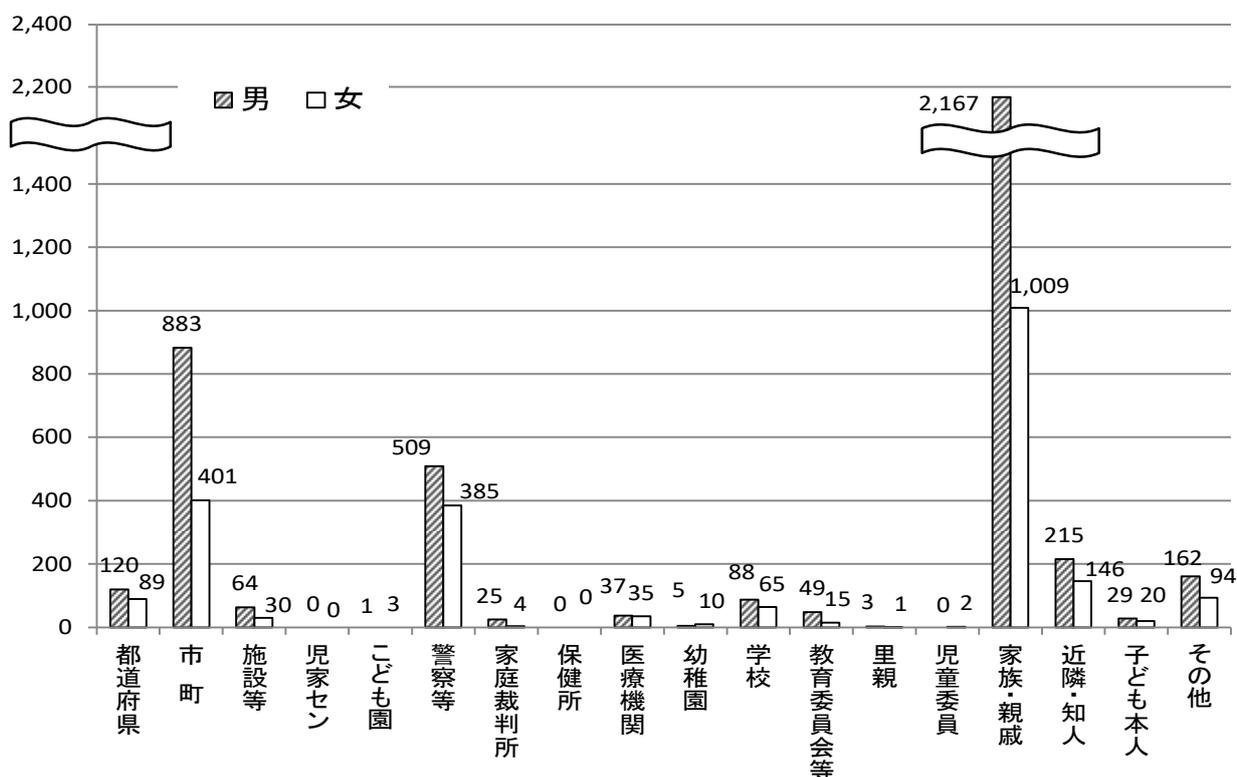
新規相談受付件数6,662件の受付経路別・男女別の相談件数である。経路別では家族・親戚からが最も多く、全体の47.7%を占め、次いで市町からで、全体の19.3%となっている。男女別で見ると、男児が女児より多く、65.4%の割合である。

なお、受付経路の「その他」には、ハローワークや鑑別所などが含まれる。

(単位：件)

児相	区分	都道府県	市町	児童福祉施設・指定医療機関	児童家庭支援センター	こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	子ども本人	その他	計
									保健所	医療機関	幼稚園	学校	員教 会育 等委							
中央	男	58	366	24			211	10		13	1	46	39	1		923	86	7	72	1,857
	女	45	169	16			156	1		18	2	26	11			414	69	7	37	971
県南	男	39	347	24			187	9		15	3	11	5	1		824	73	10	54	1,602
	女	37	150	5			151	3		10	8	12	2		1	416	53	5	30	883
県北	男	23	170	16			111	6		9	1	31	5	1		420	56	12	36	897
	女	7	82	9			78			7		27	2	1	1	179	24	8	27	452
男女計	男	120	883	64			509	25		37	5	88	49	3		2,167	215	29	162	4,356
	女	89	401	30			385	4		35	10	65	15	1	2	1,009	146	20	94	2,306
合計		209	1,284	94			894	29		72	15	153	64	4	2	3,176	361	49	256	6,662
構成比 (%)		3.1	19.3	1.4			13.4	0.4		1.1	0.2	2.3	1.0	0.1	0	47.7	5.4	0.7	3.8	100.0

(単位：件)



### (3) 年齢別・相談種別受付状況（栃木県総計）

新規相談受付件数（電話相談を除く）6,662件の年齢別・相談種別の受付状況である。

年齢的には、養護相談、発達の遅れやしつけに関する相談が就学に至るまで、非行及び性格行動に関する相談は、問題が生じやすい小学校高学年から中学生に多い。

なお、児童相談所の相談対象年齢は18歳未満となつてはいるが、児童福祉施設に入所している場合や、里親に委託されている場合などは、在学期間中の措置延長など18歳以上でも相談の対象となる。

相談種別の「その他」については、療育手帳の記載事項変更や再交付申請、就学や就労のための意見書依頼などがある。

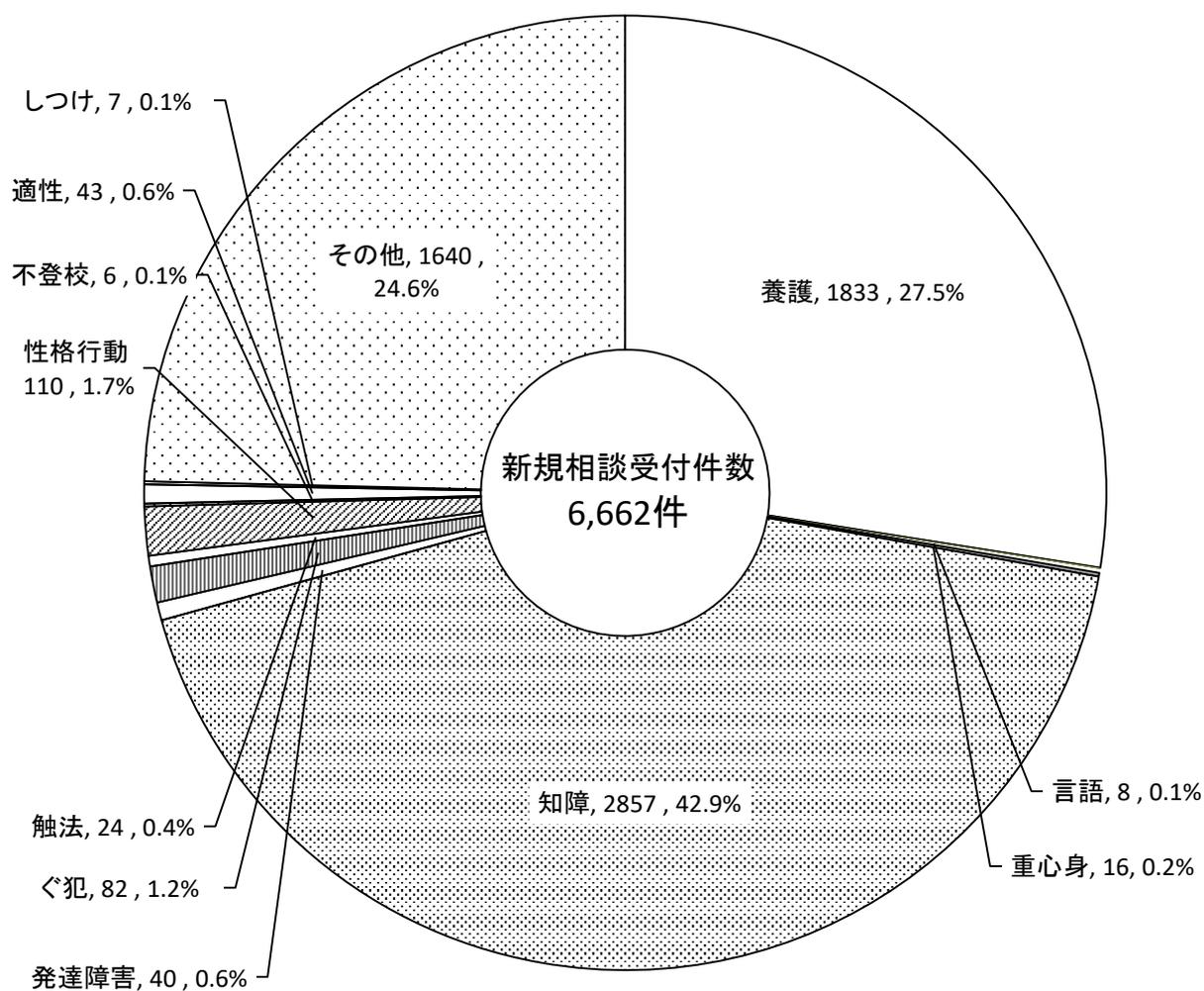
（単位：件）

相談種別 年齢	養護		保健 相談	障 害							非 行 育 成				そ の 他	計	
	児童虐待 相談	その他の 相談		肢体不 自由	視聴覚 障害	言語発 達障害	重症心 身障害	知的障 害	発達障 害	ぐ犯行 為等	触法行 為等	性 格 行 動	不 登 校	適 性			し育 児 つ 相 け 談
0 歳	122	33														15	170
1 歳	113	8					1	6						1		17	146
2 歳	121	8		2			2	32	3							10	178
3 歳	132	6				1		78	4			1			4	25	251
4 歳	128	5				3		94	6							15	251
5 歳	85	3				4	2	176	9					8	1	82	370
6 歳	100	7		1				124	3			2	1	5	1	61	305
7 歳	97	7					1	195	1			4		1		77	383
8 歳	94	8						153	3		2	3				64	327
9 歳	96	6						189	2	1		4				66	364
10 歳	77	4						144	2	1	1	10	1			63	303
11 歳	82	9						189		3	4	9	1			100	397
12 歳	86	10						206	1	5	7	17	1			108	441
13 歳	77	11					1	217	4	6	8	21	1			99	445
14 歳	89	17					2	288	1	23	1	12	1			185	619
15 歳	54	13						257		24		10		3		189	550
16 歳	64	8						265		9	1	12		13		130	502
17 歳	44	7						235	1	10		5		12	1	207	522
18 歳以上		2						9								127	138
計	1,661	172		3		8	9	2,857	40	82	24	110	6	43	7	1,640	6,662
1歳6ヶ月児精神 発達精密検査 (再掲)						1		1									2
3歳児精神発達精 密検査(再掲)						10		11	2								23

#### (4) 相談種別受付状況

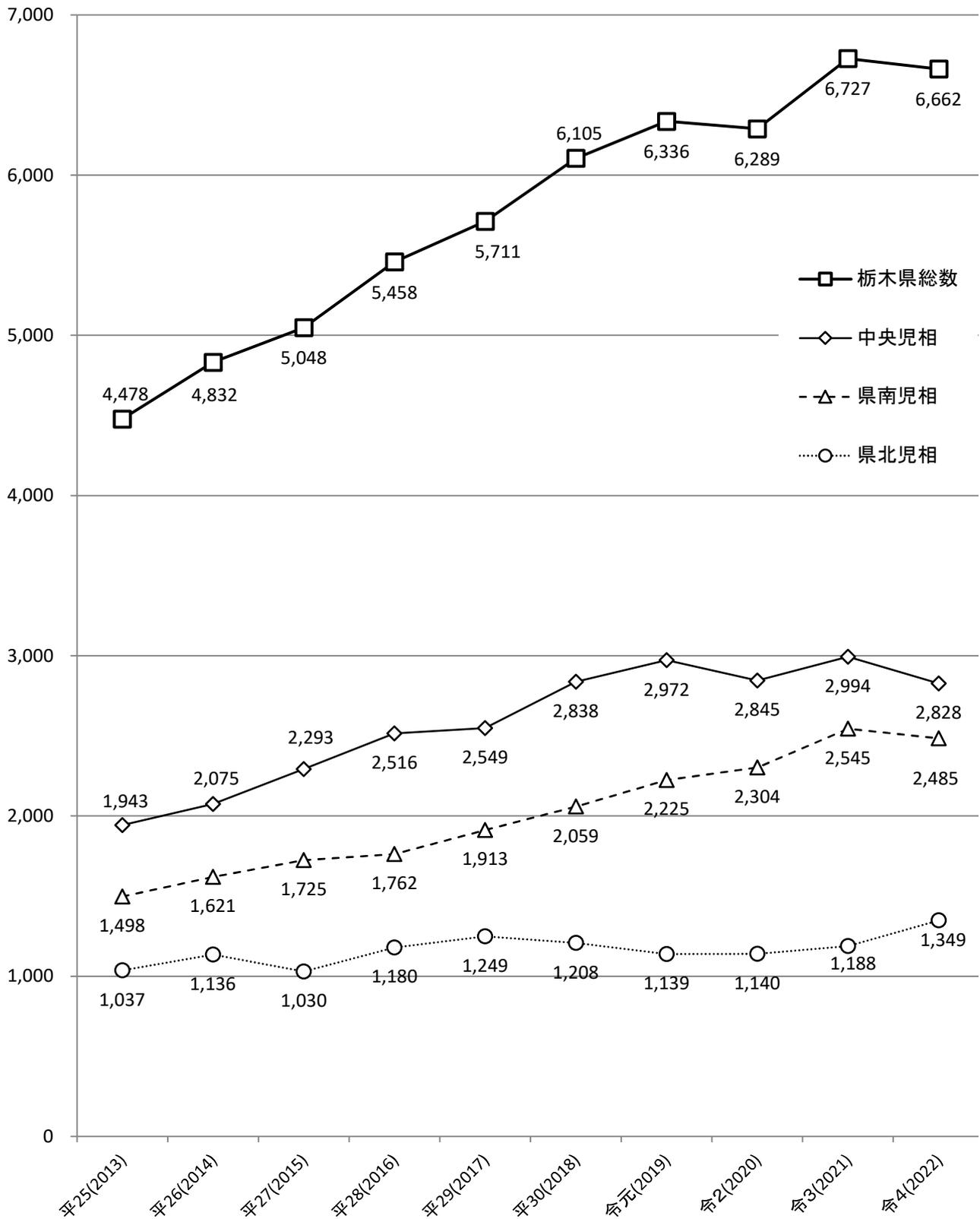
次の円グラフは、新規相談受付件数 6,662件の相談種別の受付状況を示したものである。  
この中では知的障害に関する相談が最も多く、2,857件で全体の42.9%を占めている。続いて  
養護相談の1,833件（27.5%）、性格行動相談が110件（1.7%）の順となっている。

(単位:件)



(5) 年度別相談件数の推移（平成25(2013)年度～令和4(2022)年度）

次の折れ線グラフは、新規相談受付件数（「電話相談を除く」数値）の10年間の推移を表したものである。



(6) 年度別・児童相談所別・相談種別受付状況

次の表は、新規相談受付件数（「電話相談を除く」の数値）の10年間の推移を表したものである。

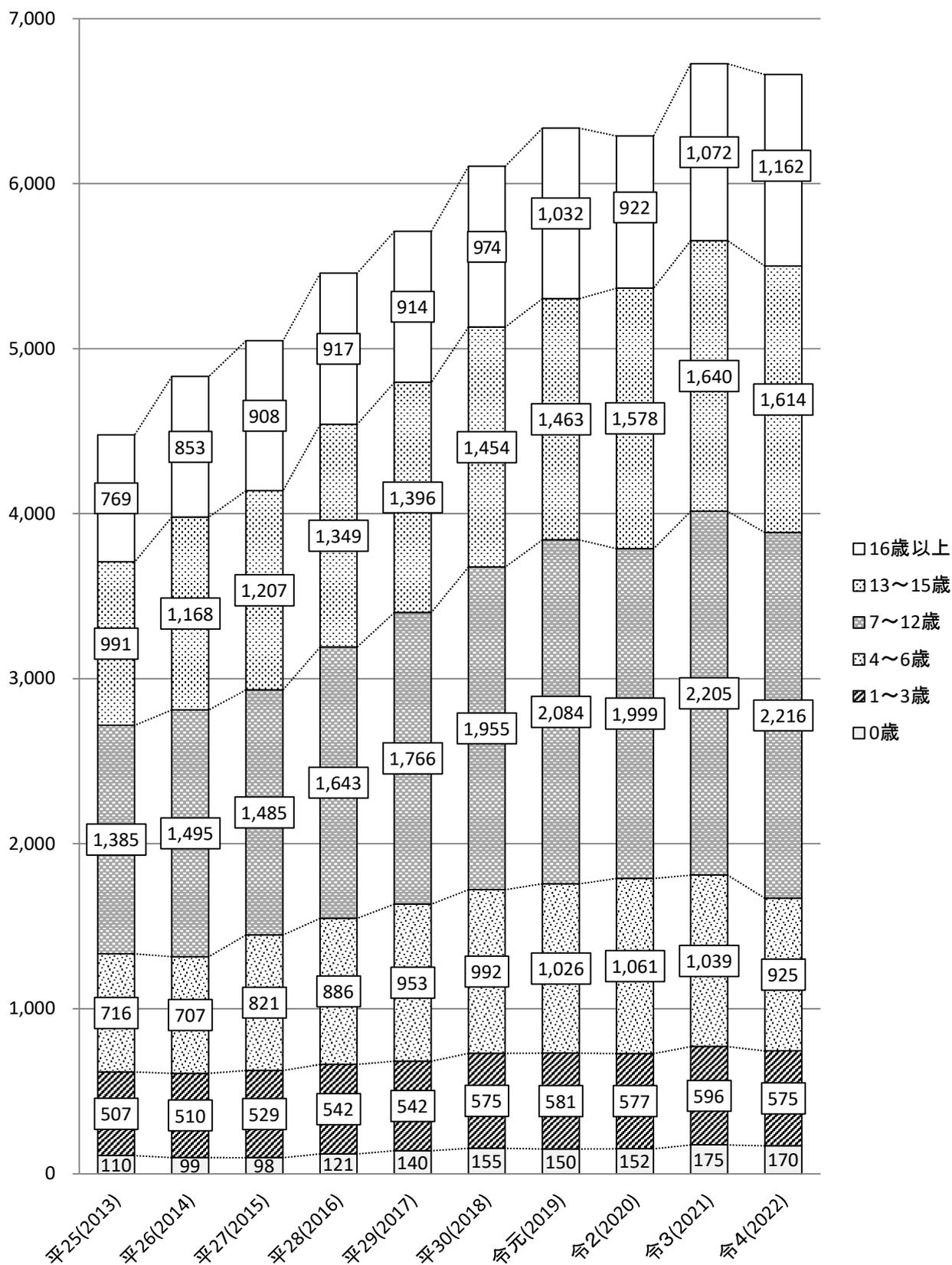
(単位：件)

年度	相談種別 児相別	養護		保 健	障 害							非 行	育 成				そ の 他	計
		児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害等	ぐ犯行為等		触法行為等	性 格 行 動	不 登 校	適 性		
平 25 (2013)	中央	415	106	1	3		25	9	974	8	32	27	34	2	22	2	283	1,943
	県南	208	87				56	7	893	14	19	22	19	3	33	20	117	1,498
	県北	201	84				9	6	469	5	27	18	50	13	1	8	146	1,037
	計	824	277	1	3		90	22	2,336	27	78	67	103	18	56	30	546	4,478
平 26 (2014)	中央	447	86		3	2	21	3	1,246	8	29	29	37	3	23		138	2,075
	県南	253	90		3		39	4	988	21	13	11	32	4	29	15	119	1,621
	県北	245	45		1		19	2	522	10	18	20	53	9	2	11	179	1,136
	計	945	221		7	2	79	9	2,756	39	60	60	122	16	54	26	436	4,832
平 27 (2015)	中央	499	144		2		16	10	1,127	11	55	16	48	7	21	1	336	2,293
	県南	307	96		2		35	6	1,029	21	20	14	14	4	45	16	116	1,725
	県北	165	69				8		513	18	9	14	37	2	4	11	180	1,030
	計	971	309		4		59	16	2,669	50	84	44	99	13	70	28	632	5,048
平 28 (2016)	中央	501	150		3		26	3	1,261	9	55	33	51	10	26		388	2,516
	県南	350	75				30	5	1,026	17	26	29	13	1	60	2	128	1,762
	県北	268	50		2		5	1	548	8	12	15	21	3	3	5	239	1,180
	計	1,119	275		5		61	9	2,835	34	93	77	85	14	89	7	755	5,458
平 29 (2017)	中央	521	136				8	6	1,253	2	41	19	35	6	23	10	489	2,549
	県南	408	73		3		33	11	950	14	28	15	27	2	37	1	311	1,913
	県北	288	57				6	2	504	4	7	7	14	8	2	10	340	1,249
	計	1,217	266		3		47	19	2,707	20	76	41	76	16	62	21	1,140	5,711
平 30 (2018)	中央	722	121		1		4	4	1,274	9	63	20	56	10	26	14	514	2,838
	県南	406	91				23	4	982	18	36	19	55		38	3	384	2,059
	県北	284	59				5	2	540	8	7	8	26	7	11	3	248	1,208
	計	1,412	271		1		32	10	2,796	35	106	47	137	17	75	20	1,146	6,105
令 元 (2019)	中央	825	114		1		5	4	1,278	5	36	14	54	7	25	13	591	2,972
	県南	580	61		3		25	4	999	9	26	14	56		34		414	2,225
	県北	307	54				2		490	6	4	9	17		13		237	1,139
	計	1,712	229		4		32	8	2,767	20	66	37	127	7	72	13	1,242	6,336
令 2 (2020)	中央	692	98				1	6	1,254	10	32	7	49	6	26	6	658	2,845
	県南	660	78				20	5	1,005	10	24	13	39	2	17	1	430	2,304
	県北	274	54						470	4	9	3	12		3		311	1,140
	計	1,626	230				21	11	2,729	24	65	23	100	8	46	7	1,399	6,289
令 3 (2021)	中央	680	85		3		3	8	1,337	15	39	6	56	7	21	3	731	2,994
	県南	672	51		1		23	7	1,124	6	17	12	32		39	1	560	2,545
	県北	286	50					1	512	2	6	7	15	1	7	2	299	1,188
	計	1,638	186		4		26	16	2,973	23	62	25	103	8	67	6	1,590	6,727
令 4 (2022)	中央	633	80		3			5	1,244	19	40	8	52	4	7	4	729	2,828
	県南	665	38				8	4	1,074	18	26	8	42		34	2	566	2,485
	県北	363	54						539	3	16	8	16	2	2	1	345	1,349
	計	1,661	172		3		8	9	2,857	40	82	24	110	6	43	7	1,640	6,662

(7) 年齢別受付構成の推移（平成25(2013)年度～令和4(2022)年度）

次の表は、新規相談受付件数（「電話相談を除く」の数値）の10年間の推移を表したものである。

（単位：件）



(8) 児童相談所別・市町別相談受付状況

ア 中央児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡 市町別	相談種別	養護		保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け	そ の 他	計	
			児童虐待相談	その他の相談																
			中央児童相談所	市																宇都宮市
鹿沼市	63	6								131	1	1		1				56	259	
日光市	30	3				1			1	80	2	1	2	3					42	165
真岡市	60	11								133	2	13		8					86	313
河内郡	上三川町	19		3						27		1		1					22	73
芳賀郡	益子町	17		3						34				1		1			13	69
	茂木町	9		2					1	9				1					9	31
	市貝町	3				1				15									2	21
	芳賀町	1		2					1	20									9	33
	管外	5								3		1							8	17
	県外	5		1									3							8
不明																				
計		633		80		3			5	1,244	19	40	8	52	4	7	4	729	2,828	
構成比(%)		22.4		2.8		0.1			0.2	44.0	0.7	1.4	0.3	1.8	0.1	0.2	0.1	25.8	100.0	

イ 県南児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡 市町別	相談種別	養護		保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け	そ の 他	計
			児童虐待相談	その他の相談															
			県南児童相談所	市															
栃木市	125	8								232		1	1	10		3		96	476
佐野市	92	6						1	2	154	2		1	11		1		97	367
小山市	209	13						5		300	2	15	3	14		4		152	717
下野市	40	1								92		1		3					42
下都賀郡	壬生町	36		1					1	54		1		2		2		22	119
野木町	28	3							50			1			2		16	100	
管外	2								5				1					11	19
県外	6	1							3		2							2	14
不明																			
計		665		38				8	4	1,074	18	26	8	42		34	2	566	2,485
構成比(%)		26.8	1.5				0.3	0.2	43.2	0.7	1.0	0.3	1.7		1.4	0.1	22.8	100.0	

ウ 県北児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡 市町別	相談種別	養護		保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し つ け	そ の 他	計	
			児童虐待相談	その他の相談																
県北児童相談所	市	大田原市	67	7						109		3	3	2				78	269	
		矢板市	21	5						55		4	1					28	114	
		那須塩原市	163	19						179	1		1	9	2			1	95	470
		さくら市	49	7						62	1	4		2					41	166
		那須烏山市	21	8						41				1					41	112
	塩谷郡	塩谷町	8							13			2						6	29
		高根沢町	15	2						32		2		1					23	75
	那須郡	那須町	5	6						23	1								9	44
		那珂川町	7							20			1	1					15	44
		管外	2							5		3					2		8	20
		県外	5																1	6
		不明																		
		計	363	54						539	3	16	8	16	2	2		1	345	1,349
		構成比(%)	26.9	4.0						40.0	0.2	1.2	0.6	1.2	0.1	0.1		0.1	25.6	100.0

(9) 虐待相談受付状況

(単位：件)

児童相談所	経路	都道府県	市町	設 児 童 福 祉 等 施 施	支 援 セ ン タ ー	児 童 家 庭	こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保 健 所	医 療 機 関	学 校 等	里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	こ ど も 本 人	そ の 他	計
中央児童相談所		48	15	3				284			27	36			55	153	10	2	633
県南児童相談所		47	35	5				268			22	32			116	123	9	8	665
県北児童相談所		12	15	6				118			14	34			53	70	14	27	363
	計	107	65	14				670			63	102			224	346	33	37	1,661
	構成比(%)	6.4	3.9	0.8				40.3			3.8	6.1			13.5	20.8	2.0	2.2	100.0

(10) 市町別虐待相談受付件数

ア 中央児童相談所

(単位：件)

	宇都宮市	鹿沼市	日光市	真岡市	上三川町	益子町	茂木町	市貝町	芳賀町	県外・管外	計
市町受付分	289	47	115	60	30	24	5	1	15		586
児相受付分	421	63	30	60	19	17	9	3	1	10	633
市町別計	710	110	145	120	49	41	14	4	16	10	1,219

イ 県南児童相談所

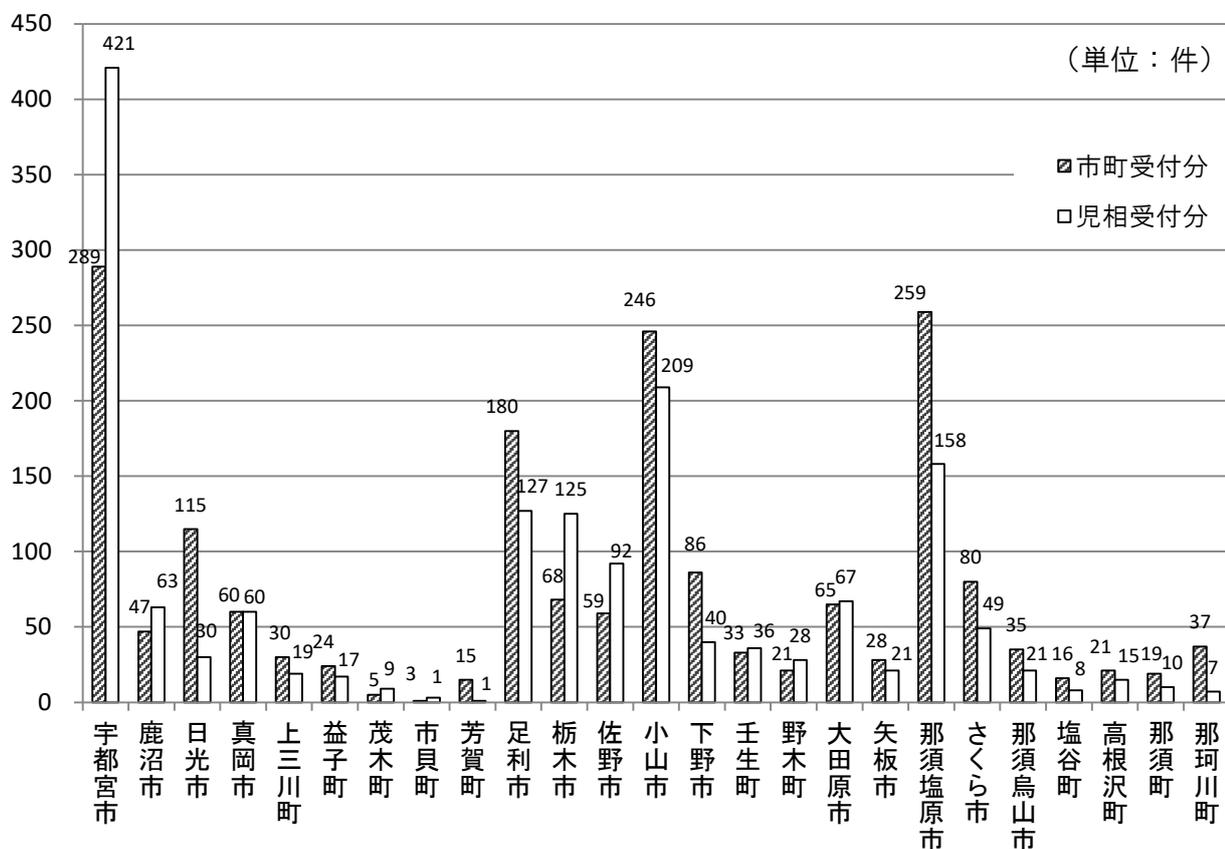
(単位：件)

	足利市	栃木市	佐野市	小山市	下野市	壬生町	野木町	県外・管外	計
市町受付分	180	68	59	246	86	33	21		693
児相受付分	127	125	92	209	40	36	28	8	665
市町別計	307	193	151	455	126	69	49	8	1,358

ウ 県北児童相談所

(単位：件)

	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	塩谷町	高根沢町	那須町	那珂川町	県外・管外	計
市町受付分	65	28	259	80	35	16	21	19	37		560
児相受付分	67	21	158	49	21	8	15	10	7	7	363
市町別計	132	49	417	129	56	24	36	29	44	7	923



## 2 相談対応状況

児童相談所の相談受付件数（電話相談を除く）6,662 件に対して、年度内に新たに調査、診断、観察等を行い総合的に判定し、具体的な指導方針が決定された件数は 6,633 件（前年度受付件数を含む）である。相談受付件数と対応した件数が異なるのは、年度をまたいで対応した相談事案があるためである。

### (1) 援助の種類

児童相談所では、受け付けた相談について次のような対応（援助）を行っている。

#### ア 在宅指導等

##### (ア) 措置によらない指導

###### a 助言指導

1 ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられるこども、保護者等に対する指導をいう。

###### b 継続指導

複雑困難な問題を抱えるこども、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的に心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。

###### c 他機関あっせん

他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業を利用する等、関連する制度の適用が適当と認められるケースについては、こどもや保護者等の意向を確認の上、速やかに当該機関にあっせんすることをいう。

##### (イ) 措置による指導

###### a 児童福祉司指導

複雑困難な家庭環境に起因する問題を有するこども等、処遇に専門的な知識、技術を要するケースに対して行う。

###### b 児童委員指導

問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられるケースに対して行う。

###### c 市町村指導委託

市町村指導は、こどもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、こどもの身近な場所において、子育て支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対し、児童相談所が行政処分としての指導措置を市町村に委託し、市町村がこどもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う。

###### d 児童家庭支援センター指導委託

施設入所までは要しないが、要保護性がある又は施設を退所後間もないなど、継続的な指導措置が必要とされるこども及び家庭であって、児童福祉法 26 条第 1 項第 2 号、第 27 条第 1 項第 2 号による指導が必要と認められ、地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられ

るものについて行う。

(ウ) 訓戒・誓約措置

こども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項等を明確に示すように配慮する。

イ 児童福祉施設入所（通所）措置、指定医療機関委託

(ア) 児童福祉施設入所（通所）措置

児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等の児童福祉施設に社会的養護を必要とするこどもを入所又は通所させる。

(イ) 指定医療機関委託

重症心身障害児、肢体不自由児（進行性筋萎縮症児）について、児童福祉法第 27 条第 2 項の規定により、指定医療機関に入所させて治療、訓練等を行う。

ウ 里親、小規模住居型児童養育事業委託

温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成などこどもの健全な育成をめざし、家庭での養育に欠けるこどもを県知事から認定された里親に委託する。

また、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）委託では、養育者の住宅を利用し、家庭における養育環境と同様の養育環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行う。

エ 児童自立生活援助の実施（自立援助ホーム）

義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない 20 歳未満の者等を対象として、社会的自立の促進をめざし、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行う。

オ 福祉事務所送致等

こどもや保護者等を福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合、助産、母子保護の実施が必要である場合、保育の実施が必要である場合、15 歳以上のこどもについて障害者支援施設又は障害福祉サービスを利用することが適当である場合等に、福祉事務所に送致又は市町村に報告又は通知する。

カ 家庭裁判所送致

触法少年、ぐ犯少年について、児童自立支援施設入所の措置をとることが適当と判断される場合で、その親権を行う者又は後見人がその措置に反対し、かつ児童福祉法第 28 条の要件に合致しない場合に、少年法第 24 条第 1 項第 2 号の保護処分により児童自立支援施設に入所させることが相当と認められる場合等、こどもの最善の利益や専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付することがそのこどもの福祉を図る上で適当と認められる場合に行う。

また、児童自立支援施設に入所中、又は一時保護中のこどもであって無断外出が著しく、親権行使又は一時保護として認められる場合を除き、行動自由の制限を行う真にやむを得ない事情あると認められる場合に行う。

キ 市町村送致

児童相談所において受理したケースのうち、児童相談所の面接や調査に基づき、安全の緊急性がないと考えられるケースであり、こども及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談に応ずること、調査及び指導を行うことその他の支援を行うことを要すると認められるケースについては、これを市町村へ送致することができることとする。

(2) 相談種別対応状況(栃木県総計)

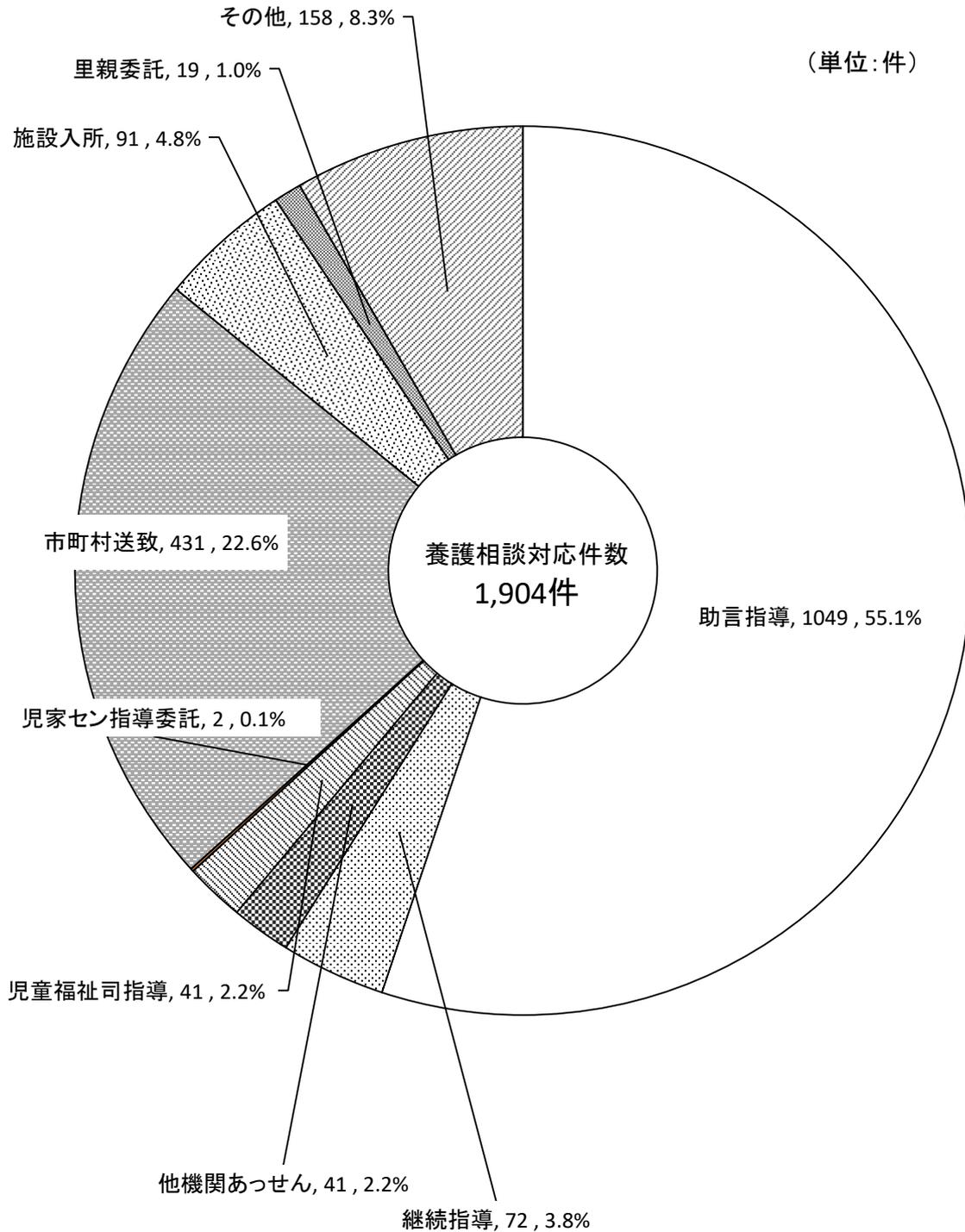
次の表は、令和4(2022)年度に対応した相談について、各種別ごとに処理別に表したものである。

(単位：件)

処理別 相談種別	処 理 件 数 ( 年 度 中 )																	未 処 理 件 数 ( 年 度 未 現 在 )	施 設 入 所 待 機 ( 再 掲 )			
	面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 委 託	市 町 村 指 導 委 託	市 町 村 送 致	福 祉 事 務 所 送 致 等	訓 戒 誓 約	児 童 福 祉 施 設		指 定 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	家 庭 裁 判 所 送 致	利 害 児 入 所 契 約	障 害 児 入 所 契 約			そ の 他	計	施 設 入 所 待 機 ( 再 掲 )
	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ つ せ ん								入 所	通 所										
養護	虐待 相談	965	36	36	27			419			64			6				74	1,627		34	
	その他 相談	84	36	5	14		2	12			27			13				84	277		33	
保健																						
肢体 不自由																	2		2		2	
視聴 覚害																						
言語 発達 障害	8																		8			
重症 心身 障害		9									2						8	1	20	2	2	
知的 障害	2,725	7																96	2,828	3	116	
発達 障害	38																		38		2	
ぐ犯 行為 等	39	7	6								7			1	1			12	73		11	
触法 行為 等	14	3		1							2				1			4	25		4	
性格 行動	65	26	1								2							15	109		28	
不登 校	5																		5		1	
適性	15																	28	43			
しつけ	5																	1	6		1	
その他	16	21																1,535	1,572		79	
計	3,979	145	48	42		2		431			104			20	2	10	1,850	6,633	5	313		
構成 比(%)	60.0	2.2	0.7	0.6		0.0		6.5			1.6			0.3	0.0	0.2	27.9	100.0				

### (3) 養護相談対応状況

次の円グラフは、令和4(2022)年度に対応した養護相談 1,904件を対応別に表したものである。全体の61.2%が助言指導を主とした「面接指導」で対応されており、児童福祉施設入所、里親委託による措置は、全体の5.8%程度となっている。その他の対応には、施設に入所中の児童の所在期間の延長や、関係機関からの囑託や援助依頼に対する回答などが含まれる。



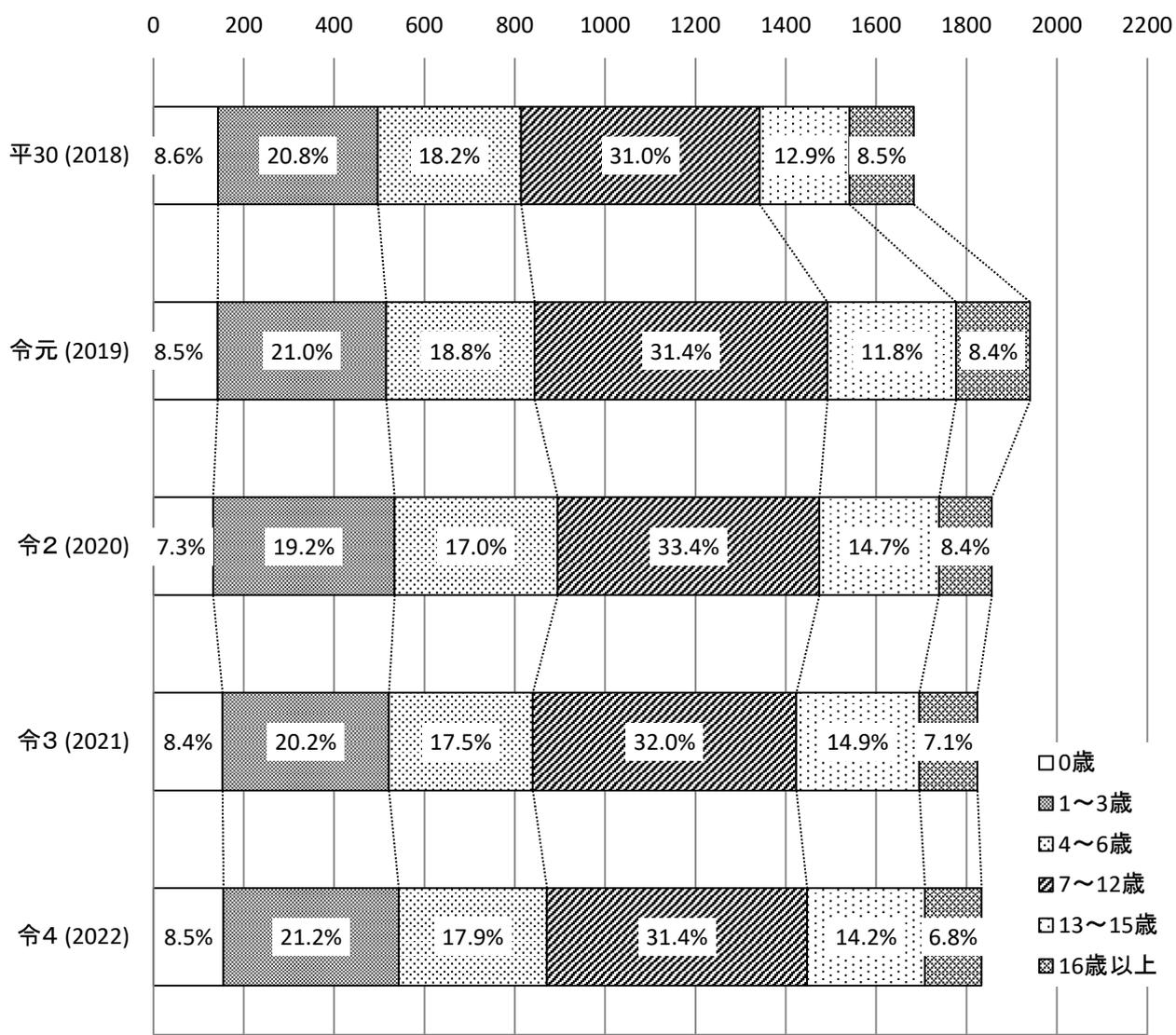
#### (4) 養護相談における受付・対応の状況

##### ア 養護相談年齢別受付構成の年度別推移（栃木県総計）

（単位：件）

年齢別 年度別	0歳		1～3歳		4～6歳		7～12歳		13～15歳		16歳以上		合計
	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		
平30(2018)	143	8.6%	354	20.8%	317	18.2%	528	31.0%	199	12.9%	142	8.5%	1,683
令元(2019)	142	8.5%	373	21.0%	329	18.8%	648	31.4%	285	11.8%	164	8.4%	1,941
令2(2020)	132	7.3%	402	19.2%	361	17.0%	579	33.4%	265	14.7%	117	8.4%	1,856
令3(2021)	153	8.4%	368	20.2%	319	17.5%	583	32.0%	272	14.9%	129	7.1%	1,824
令4(2022)	155	8.5%	388	21.2%	328	17.9%	576	31.4%	261	14.2%	125	6.8%	1,833

（単位：件）



イ 児童虐待に関する相談対応件数

(ア) 児童相談所別相談対応件数の年度別推移

(単位：件)

児相別 年度別	中央児童相談所	県南児童相談所	県北児童相談所	合 計
平30 (2018)	661	399	276	1,336
令元 (2019)	839	570	312	1,721
令2 (2020)	706	619	270	1,595
令3 (2021)	676	660	289	1,625
令4 (2022)	635	624	368	1,627

(イ) 相談対応の経路別件数年別推移 (栃木県総計)

(単位：件)

経路別 年度別	都道府 県等	市町村	児童福祉 施設等	児家 セン	こども 園	警察等	家裁	保健所・ 医療機関	学校等	里親	児童 委員	家族	親戚	近隣・ 知人	本人	その他	合 計
平30 (2018)	82	69	12	2		423		66	76		1	120	26	407	35	17	1,336
令元 (2019)	81	85	19	1		646		94	106			171	56	413	22	27	1,721
令2 (2020)	94	76	19			601		40	58	1		189	37	431	27	22	1,595
令3 (2021)	108	60	21		1	629		44	76		1	168	52	412	32	21	1,625
令4 (2022)	102	62	24			662		63	93			176	37	344	33	31	1,627
構成比(%)	6.3	3.8	1.5			40.7		3.9	5.7			10.8	2.3	21.1	2.0	1.9	100.0

(ウ) 主な虐待者の年度別推移 (栃木県総計)

(単位：件)

虐待者別 年度別	実父	実父以外 の父親	実母	実母以外 の母親	その他	合 計
平30 (2018)	393	68	838	11	26	1,336
令元 (2019)	544	112	1,005	8	52	1,721
令2 (2020)	552	99	898	12	34	1,595
令3 (2021)	636	81	880	12	16	1,625
令4 (2022)	632	92	860	9	34	1,627
構成比 (%)	38.8	5.7	52.9	0.6	2.1	100.0

(エ) 被虐待者の年齢別相談対応件数の年度別推移 (栃木県総計)

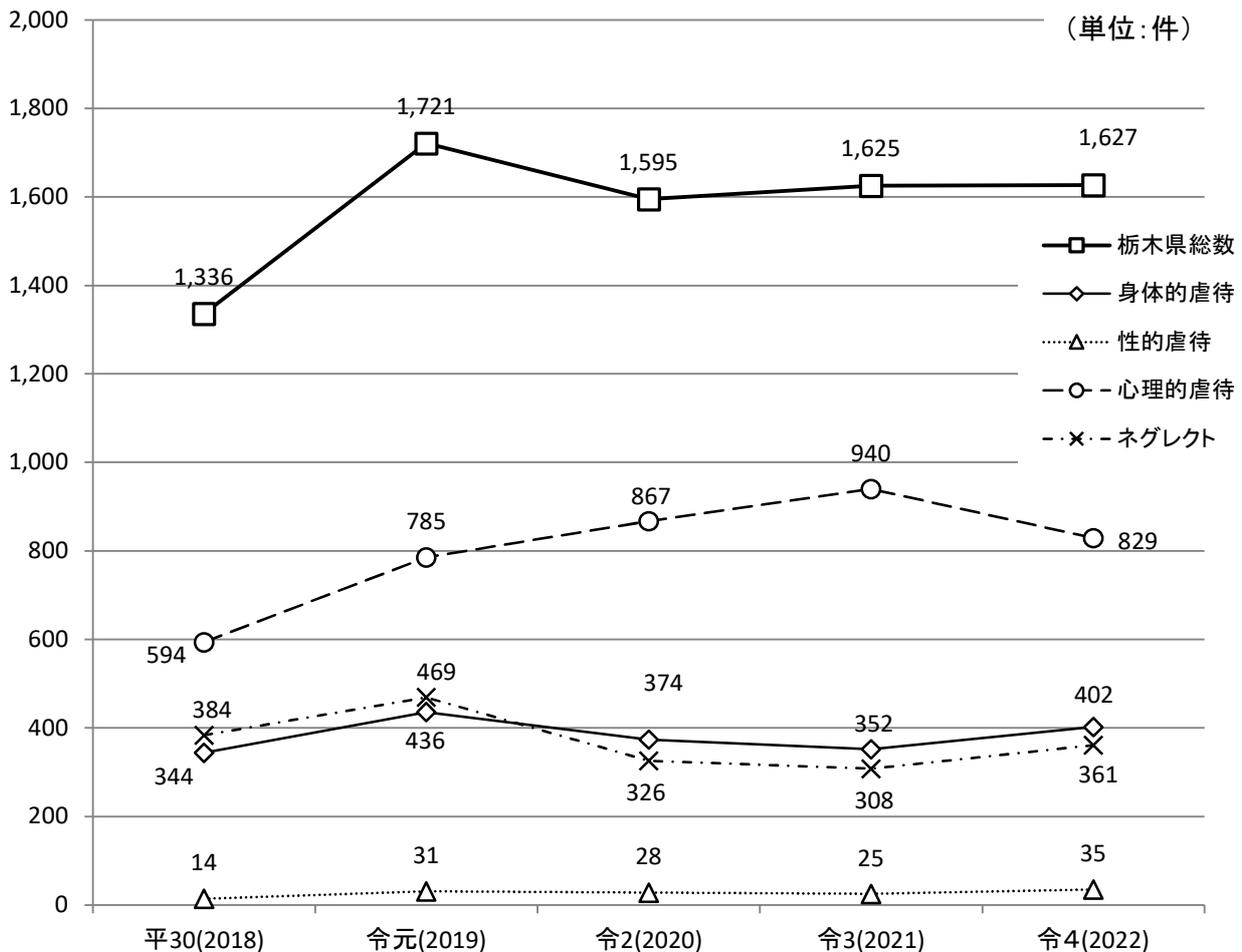
(単位：件)

年齢別 年度別	0～3歳未満	3～学 前児童	小学生	中学生	高校生・その他	合 計
平30 (2018)	271	334	468	156	107	1,336
令元 (2019)	331	373	620	226	171	1,721
令2 (2020)	355	382	532	220	106	1,595
令3 (2021)	340	344	549	252	140	1,625
令4 (2022)	344	375	527	252	129	1,627
構成比 (%)	21.1	23.0	32.4	15.5	7.9	100.0

(オ) 被虐待者の虐待種別対応件数の年度別推移(栃木県総計)

(単位：件)

年度別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
平30(2018)	344	14	594	384	1,336
令元(2019)	436	31	785	469	1,721
令2(2020)	374	28	867	326	1,595
令3(2021)	352	25	940	308	1,625
令4(2022)	402	35	829	361	1,627
構成比(%)	24.7	2.2	51.0	22.2	100.0



(カ) 親権・後見人関係(栃木県総計)(令和4年度対応件数)

(単位：件)

区分	法第28条第1項第1号・第2号による措置	親権喪失宣告の請求	後見人選任の請求	後見人解任の請求
請求件数	5		1	
承認件数	1		1	

(注) 児童福祉法第28条第1項第1号・第2号は、保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠る等の理由で児童を里親委託、施設入所措置する際に、親権を行う者又は後見人の意に反するときは、家庭裁判所の承認を得てその措置をとることができるというもの。

※前年度請求分含む

ウ 児童相談所別・市町別・虐待種別相談対応状況（児童相談所対応分）

(ア) 中央児童相談所

(単位：件)

児 相 相 談 所	市・ 郡	虐待種別 市町別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
鹿 沼 市	15		42	10	67		
日 光 市	1	2	14	14	31		
真 岡 市	11	2	34	13	60		
河内郡	上 三 川 町	3		13	2	18	
芳 賀 郡	益 子 町	3		12	3	18	
	茂 木 町	1		8		9	
	市 貝 町	3		2		5	
	芳 賀 町						
管 外	管 外	1		2	2	5	
	県 外		1	1	3	5	
計			150	11	338	136	635
構 成 比 (%)			23.6	1.7	53.2	21.4	100.0

(イ) 県南児童相談所

(単位：件)

児 相 相 談 所	市・ 郡	虐待種別 市町別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
栃 木 市	33		68	26	127		
佐 野 市	21	3	49	14	87		
小 山 市	49	3	82	46	180		
下 野 市	9	1	28	2	40		
下都賀郡	壬 生 町	10		19	2	31	
	野 木 町	11	2	9	5	27	
管 外	管 外		1	1	1	3	
	県 外			4	1	5	
計			156	14	321	133	624
構 成 比 (%)			25.0	2.2	51.4	21.3	100.0

## (ウ) 県北児童相談所

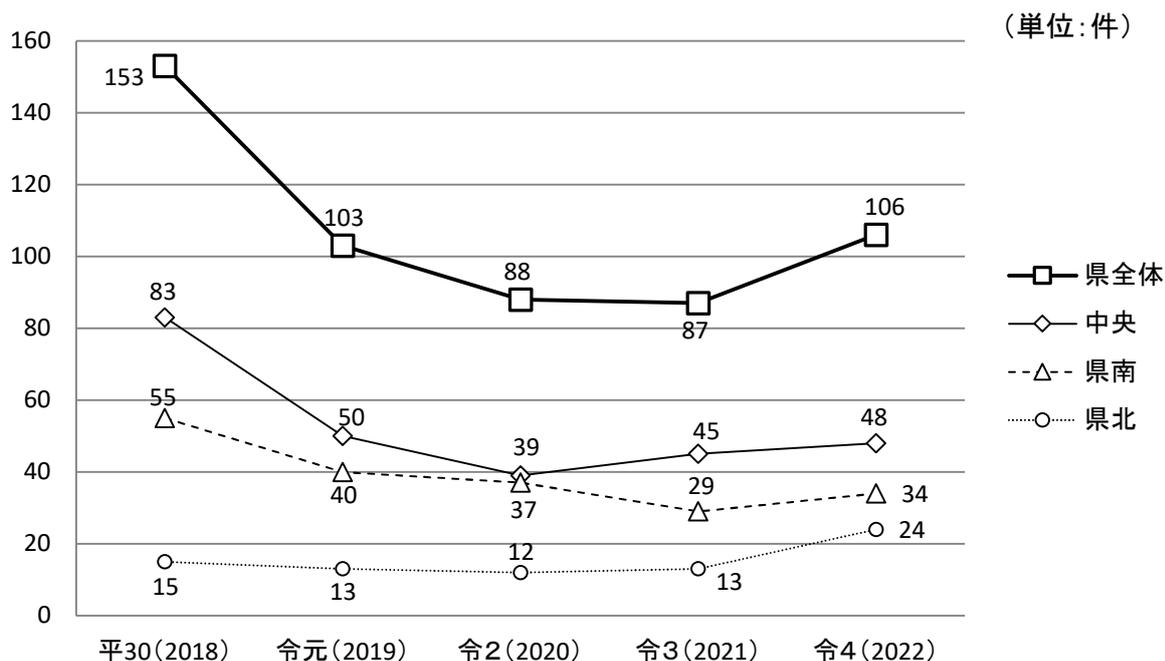
(単位：件)

児 相 相 談 所	市・ 郡 市町別	虐待種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
県 北 児 童 相 談 所	市	大 田 原 市	16	4	32	13	65
		矢 板 市	5	1	10	3	19
		那 須 塩 原 市	52	4	80	25	161
		さ く ら 市	9		24	21	54
		那 須 烏 山 市	6		4	11	21
	塩 谷 郡	塩 谷 町	2		1	5	8
		高 根 沢 町	4		8	4	16
	那 須 郡	那 須 町	3		4	3	10
		那 珂 川 町			6	1	7
	管 外	1			1	2	
	県 外	1			4	5	
	計	99	9	169	91	368	
	構 成 比 (%)	26.9	2.4	45.9	24.7	100.0	

(5) 非行相談における受付・対応の状況

ア 非行相談の年度別受付推移（栃木県総計）（単位：件）

年 度	県全体	中央	県南	県北
平30 (2018)	153	83	55	15
令元 (2019)	103	50	40	13
令2 (2020)	88	39	37	12
令3 (2021)	87	45	29	13
令4 (2022)	106	48	34	24



イ 経路別受付状況の推移（栃木県総計）（単位：件）

経路別	年度別		平30(2018)		令元(2019)		令2(2020)		令3(2021)		令4(2022)	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
警 察	65	41	39	36	37	28	43	33	49	37		
学 校				1								
福 祉 事 務 所						2						
家 庭	18	11	7	6	8	1	3	2	4	1		
児 童 福 祉 施 設	2	1			1							
家 庭 裁 判 所	4		4	1	4			1	2			
県 市 町 村	1	2	1	4		1			4	9		
そ の 他	2	6	4		4	2	3	2				
合 計	92	61	55	48	54	34	49	38	59	47		

ウ 非行内容の年度別受付推移（栃木県総計）

（単位：件）

種別	平30 (2018)	令元 (2019)	令2 (2020)	令3 (2021)	令4 (2022)
怠学	1	1	1		
家出・無断外泊・深夜徘徊	46	36	34	34	48
不健全性的行為	12	8	3		6
不良交遊	5	6	2	2	2
金品持ち出し	2	4	2	3	1
粗暴行為	25	7	13	9	8
脅迫・恐喝	3	1		2	1
窃盗	31	21	14	13	20
詐欺横領	1	2		1	
暴行・傷害	6	9	1	8	11
放火	7	3	6	4	3
薬物乱用		1			
住居侵入	2	1	3		
器物破損	7	1	1	9	1
飲酒・喫煙		2	1		
刃物等所持			1		
その他	5		6	2	5
合計	153	103	88	87	106

エ 非行相談の男女別対応件数（令和4(2022)年度 栃木県総計）

（単位：件）

区分	面接指導	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	家庭裁判所送致	その他	合計
男	36	1	5	1	14	57
女	36		3		6	45
合計	72	1	8	1	20	102

### 3 判定業務状況

問題に直面している児童の福祉を守るために、児童及び児童をとりまく家族や学校の状況等を調査し、問題の総合的理解を図る必要がある。

児童心理司の業務は、主として、面接・観察・心理検査等を基に、心理学的観点から問題の理解を進め、適切な処遇・指導に結びつけることである。

#### (1) 診断及び心理療法・カウンセリング等の状況(延件数)

(栃木県総計)

(単位：件)

区分	医学診断指導			心理診断指導					カウンセリング等 心理療法・ 面接・観察 指導
	診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	検査その他	面接・観察	
児童	876		226	2,110	1,452	55	140	4,068	1,971
保護者	668			4			6	2,575	824
その他	8							306	917
計	1,552		226	2,114	1,452	55	146	6,949	3,712

(中央児童相談所)

(単位：件)

区分	医学診断指導			心理診断指導					カウンセリング等 心理療法・ 面接・観察 指導
	診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	検査その他	面接・観察	
児童	372		226	930	445	11	60	1,782	995
保護者	207			2			2	1,253	528
その他								91	326
計	579		226	932	445	11	62	3,126	1,849

(県南児童相談所)

(単位：件)

区分	医学診断指導			心理診断指導					カウンセリング等 心理療法・ 面接・指 導観察
	診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	検査の その他	面接・指 導観察	
児童	290			797	805	26	29	1,427	479
保護者	285			2			4	869	96
その他	7							124	317
計	582			799	805	26	33	2,420	892

(県北児童相談所)

(単位：件)

区分	医学診断指導			心理診断指導					カウンセリング等 心理療法・ 面接・指 導観察
	診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	検査の その他	面接・指 導観察	
児童	214			383	202	18	51	859	497
保護者	176							453	200
その他	1							91	274
計	391			383	202	18	51	1,403	971

医学診断指導は、児童の援助を行う上で重要であり、医師（小児科・精神科）による診察と必要に応じて医療機関に委託し実施した検査とに分けられる。

診察は、被虐待児のアセスメント診断、療育手帳の知的障害の診断、思春期の情緒的問題に関することが多い。

医学診断指導や心理診断指導における検査は、小児神経や言語に関するものである。

なお、中央児童相談所においては、一時保護所の児童に対する診察（健康診断）を医学診断指導に含んでいる。

また、心理診断指導については、一人の児童に対し複数の検査等を交え実施することがある。心理療法・カウンセリング等には、プレイセラピー、箱庭療法等が含まれる。

## (2) 相談種別心理診断受付状況

心理診断の受付人数は、2,705人であった。個々のケースに応じ、知能検査や人格検査等を組み合わせて心理診断を実施した。相談種別では、療育手帳判定等の知的障害相談が2,161人と最も多く、次が児童虐待相談で202人であった。

(単位：人)

		中 央	県 南	県 北	計
養護	児 童 虐 待	72	80	50	202
	そ の 他	42	24	22	88
保 健					
障 害	肢 体 不 自 由	1			1
	視 聴 覚 障 害				
	言 語 発 達 障 害		8		8
	重 症 心 身 障 害	1	2		3
	知 的 障 害	971	827	363	2,161
	発 達 障 害	16	3	2	21
非 行	ぐ 犯 行 為 等	33	8	9	50
	触 法 行 為 等	6	5	4	15
育 成	性 格 行 動	41	19	8	68
	不 登 校	4			4
	適 性	9	5	3	17
	し つ け	3			3
そ の 他		46		18	64
計		1,245	981	479	2,705

### (3) 通所指導

#### ア 個別通所指導

総数

(単位：人)

中 央		県 南		県 北		合 計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
260	1,386	105	644	114	612	479	2,642

うち不登校による通所指導

中 央		県 南		県 北		合 計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員

うち被虐待の問題を持つもの

中 央		県 南		県 北		合 計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
103	588	63	402	54	295	220	1,285

うち非行の問題を持つもの

中 央		県 南		県 北		合 計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
31	166	2	28	4	21	37	215

#### イ グループ指導

総数

(単位：人)

中 央		県 南		県 北		合 計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
4	35			17	50	21	85

うち被虐待の問題を持つもの

中 央		県 南		県 北		合 計	
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
4	35			10	45	14	80

**(4) 判定書・証明書等交付状況**

(単位：件)

区 分	診 断 書	判 定 意 見 書	証 明 書	そ の 他	計
中央児童相談所	201	93	100	148	542
県南児童相談所	151	51	70	364	636
県北児童相談所	87	29	16	209	341
合 計	439	173	186	721	1,519

**(5) 1歳6ヶ月児、3歳児精神発達精密検査・事後指導等実施状況**

(単位：件)

児童相談所	精密検査・事後指導等実施件数
中央児童相談所	8
県南児童相談所	27
合 計	35

**(6) 療育手帳取扱状況**

令和4(2022)年度の療育手帳交付に伴う判定診断は、2,297件、そのうち最重度（A1）239件（10.4%）、重度（A2）403件（17.5%）、中等度（B1）503件（21.9%）、軽度（B2）1,055件（45.9%）であり、うち1,659件が再判定による診断である。

療育手帳は、原則的に2年ごとに判定を実施し、家庭での療育等の指導を中心に行っている。

児童相談所別市町別療育手帳取扱い状況

ア 中央児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡	判定内訳 市町別	A 1		A 2		B 1		B 2		取下げ・非該当等		計	
				再判定 (再掲)		再判定 (再掲)		再判定 (再掲)		再判定 (再掲)		再判定 (再掲)		再判定 (再掲)
中央児童相談所	市	宇都宮市	72	69	117	103	141	110	303	206	41		674	488
		鹿沼市	12	12	22	22	25	21	48	29	4		111	84
		日光市	4	4	11	11	15	12	32	19	3		65	46
		真岡市	10	8	15	14	31	24	50	36	3		109	82
	河内郡	上三川町	3	3	4	4	3	3	13	11			23	21
		益子町			4	4	4	4	22	13			30	21
		茂木町			1	1	1	1	6	2			8	4
		市貝町	1	1	3	2	5	4	3	2	1		13	9
		芳賀町			4	4	2	2	12	7			18	13
	管外	2	1			1	1					3	2	
		計	104	98	181	165	228	182	489	325	52		1,054	770

イ 県南児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡	判定内訳 市町別	A 1		A 2		B 1		B 2		取下げ・非該当等		計	
			再判定 (再掲)											
													再判定 (再掲)	再判定 (再掲)
県南児童相談所	市	足利市	20	19	27	23	26	20	59	36	5		137	98
		栃木市	22	21	28	24	41	31	77	44	9		177	120
		佐野市	15	14	24	18	34	24	44	29	2		119	85
		小山市	25	24	50	46	38	25	121	69	12		246	164
		下野市	11	10	14	13	16	12	24	15	2		67	50
	下都賀郡	壬生町	4	3	5	5	11	9	26	18	1		47	35
		野木町	6	6	3	2	13	10	14	9			36	27
	管外	1	1	2	2	3	3	1	1				7	7
	計		104	98	153	133	182	134	366	221	31		836	586

ウ 県北児童相談所

(単位：件)

児童相談所	市郡	判定内訳 市町別	A 1		A 2		B 1		B 2		取下げ・非該当等		計	
			再判定 (再掲)											
													再判定 (再掲)	再判定 (再掲)
県北児童相談所	市	大田原市	12	11	14	13	17	12	39	29	3		85	65
		矢板市		8	7	6	14	11	14	11	1		36	36
		那須塩原市	19	17	23	20	30	19	62	37	4		138	93
		さくら市		4	8	5	8	5	29	17	2		47	31
		那須烏山市		3	6	6	4	4	23	15	2		35	28
	塩谷郡	塩谷町		1			3	1	7	4			10	6
		高根沢町		2	4	3	9	7	11	5			24	17
	那須郡	那須町		3	3	2	5	2	6	5	2		16	12
		那珂川町			4	4	3	3	9	4			16	11
	管外		1						3					4
計		31	50	69	59	93	64	200	130	14		407	303	

栃木県総計	239	246	403	357	503	380	1,055	676	97			2,297	1,659
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	----	--	--	-------	-------

## (7) 家族支援事業の実施状況

### ア 外部委託

虐待をした保護者は、保護者自身に被虐待歴やDVなど被害体験を受けた者が少なくなく、それがこどもとの関わりにおいて虐待という事象として現れる場合がある。

そこで、虐待の再発を防ぎ、親子の適切な関係構築を目指すためには、保護者の認識や行動の変容が必要であることから、虐待をした保護者に対する治療的・教育的プログラムとして、平成 24（2012）年度から外部機関への委託により次の家族支援事業を実施している。

#### (ア) MY TREE ペアレンツ・プログラム

- ◆内容 全 13 回のグループワークにおいて、保護者自身が本来持っていたセルフケアと問題解決力を回復し、虐待行動の終止を図る
- ◆委託先 特定非営利活動法人 だいじょうぶ
- ◆実施期間 8月27日～12月16日
- ◆実施場所 パルティとちぎ男女共同参画センター（宇都宮市）

児童相談所	委託者数	虐待種別			備考
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	
中央児童相談所	2（2）人	2（2）人	0人	0人	
県南児童相談所	0人	0人	0人	0人	
県北児童相談所	1（0）人	1（0）人	0人	0人	
児相以外からの紹介	9（4）人	—	—	—	
計	12（6）人	—	—	—	

( ) はうち男性グループ参加者数

#### (イ) 保護者等カウンセリング

- ◆内容 保護者の虐待に至る心理的背景等を理解し、誤ったこどもとの関わり方の修正を図るため、保護者に対する個別カウンセリングを行う
- ◆委託先 作新学院大学
- ◆委託期間 4月1日～3月31日
- ◆実施場所 作新こころの相談クリニック（作新学院大学内）
- ◆その他 カウンセリングは一人あたり 20 回を上限とする

※上段（ ）内はカウンセリング実施回数

児童相談所	委託者数	虐待種別			備考
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	
中央児童相談所	(6回) 4人	(6回) 2人		(0回) 1人	しつけ相談 1人(0回)
県南児童相談所	(16回) 2人	(16回) 2人			
県北児童相談所	(0回) 1人	(0回) 1人			
計	(22回) 7人	(22回) 5人		(0回) 1人	(0回) 1人

イ 家族支援研修

近年、児童虐待対応件数の増加が続く一方、複雑・困難なケースも増加しており、児童及び保護者の心理や環境等に配慮した専門的知識・技術に基づく的確・迅速な対応が必要とされている。こうした状況を踏まえ、平成 29(2017)年度に要領を定め、児童相談業務に対応する職員の資質向上を目的として、児童虐待の再発防止や家族再統合を内容とした研修を実施している。

(ア) 家族支援基礎研修

実施日	研修テーマ	講師	備考
8月25日	サインズ・オブ・セーフティアプローチの基礎	立正大学 社会福祉学部 鈴木 浩之准教授	

(イ) 家族支援応用研修

実施日	研修テーマ	講師	備考
9月12日	サインズ・オブ・セーフティアプローチ(SofS)の活用①	中央児童相談所職員	
12月7日	解決志向アプローチの実践	原宿カウンセリングセンター 田中 ひな子 氏	
1月27日	サインズ・オブ・セーフティアプローチ(SofS)の活用②	さいたま市北部児童相談所 企画調整係 小林 香南 氏 心理相談係 中尾 賢史 氏 群馬県中央児童相談所 補佐 武藤 洋介 氏 主任 金内 泰祐 氏 中央児童相談所職員	市町児童相談業務担当職員研修会と合同
2月14日	家族支援における機関連携	中央児童相談所職員	市町児童相談業務担当職員研修会と合同

### (8) 被虐待児フォローアップ事業

虐待による心の傷や家族からの分離による不安を抱える施設入所児に対するグループワークや施設職員に対する研修を行った。

#### ア 入所児童に対するグループワーク

児童相談所	実施回数	対象者	内 容
中央児童相談所	10回	4名	ゲームや遊びによる、リラクゼーション及び自己表現力向上等のためのグループワークを行った。
県北児童相談所	8回	7名	ゲームや遊び、製作などの活動を通して自己表現や他者との交流を楽しんだ。

#### イ 施設職員に対する研修

児童相談所	実施回数	対象者	内 容
県南児童相談所	2回 (3施設)	23名	被虐待児の様々な症状に対応できるよう児童養護施設等の職員に専門的知識や技術について研修を実施した。

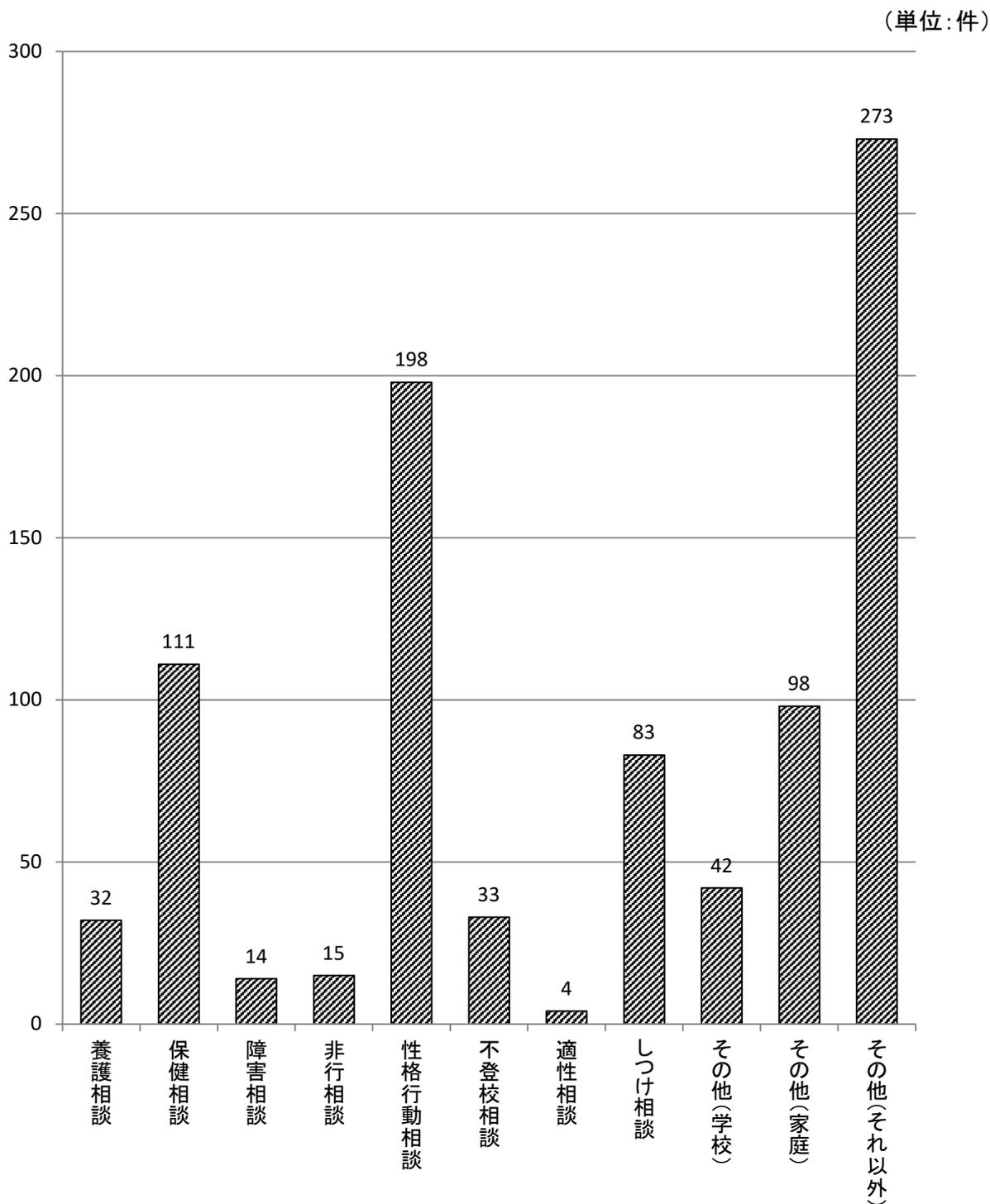
## 4 電話相談

### (1) 電話相談種別受付状況

令和4(2022)年度に電話で受けた相談件数は903件である。電話で受ける相談で子どもについての心配や悩みごとのある方又は子ども本人の身近な相談相手として、「テレホン児童相談」を実施している。

相談の傾向を見ると、性格行動相談、保健相談、しつけ相談の順となった（その他を除く）。

相談時間は、午前9時から午後8時まで、365日受付している。





## (3) 電話相談者別受付状況(栃木県総計)

(単位：件)

相談者区分		相談対象児童の年齢区分							
		0歳	1～3歳	4～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上	計	
こども本人	男			1		4	95	100	
	女				2	5	70	77	
家族・ 親戚	父	男	1	4	3	6	2		16
		女			3	3	3	3	12
	母	男	9	30	38	136	24	175	412
		女		10	55	163	27	9	264
	祖父母	男		1	1	1			3
		女				1	1		2
	兄弟	男				1		1	2
		女					1		1
	その他の 親戚	男		1		1		1	3
		女					2		2
	知人・近隣	男			1	2		3	6
		女				1			1
教育関係者	男					1		1	
	女				1			1	
医療機関	男								
	女								
その他	男								
	女								
計	男	10	36	44	147	31	275	543	
	女		10	58	171	39	82	360	
合計		10	46	102	318	70	357	903	

## 5 里親登録と委託児童の状況

里親制度は、様々な事情で家庭での養育が困難又は受けられなくなったこどもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。家庭での生活を通じ、特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことは、こどもの健全な育成を図る上で極めて重要である。

しかし、日本の社会的養護は、施設が9割で里親は1割であり、欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。このため本県では、社会的養護を必要とするこどもたちを、より家庭的な環境で養育していくことを推進する「栃木県社会的養育推進計画」を策定し、新規里親の開拓とともに、里親への委託推進に取り組んでいる。

### (1) 里親委託の推移(栃木県総計)

(各年度4月1日現在)

(単位：世帯)

(単位：人)

年 度	里親登録数	児童委託里親数	委託児童数
平15 (2003)	168	45	51
平16 (2004)	177	38	43
平17 (2005)	178	36	40
平18 (2006)	184	45	50
平19 (2007)	185	47	52
平20 (2008)	183	58	75
平21 (2009)	191	74	90
平22 (2010)	176	75	93
平23 (2011)	191	78	91
平24 (2012)	225	84	103
平25 (2013)	243	86	106
平26 (2014)	240	91	112
平27 (2015)	247	91	109
平28 (2016)	256	85	103
平29 (2017)	265	80	96
平30 (2018)	260	80	92
令元 (2019)	272	87	93
令2 (2020)	280	89	96
令3 (2021)	299	91	97
令4 (2022)	335	93	100
令5 (2023)	366	99	114

## (2) 管轄児童相談所別里親委託状況

令和5(2023)年4月1日現在  
 (単位：世帯) (単位：人)

児童相談所	市郡	里親里子数 市町別	里親登録数			児童委託 里親数	委託児童数			
			専門里親 登録数 (再掲)	親族里親 (再掲)	養子縁組 里親 (再掲)		男	女	計	
中央 児童 相談 所	市	宇都宮市	106	4	3	62	28	16	18	34
		鹿沼市	15			12	3	3		3
		日光市	13	2		5	2	1	1	2
		真岡市	8			5	3	1	2	3
	河内郡	上三川町	6			3	3	2	1	3
	芳賀郡	益子町	9			6	3	4	1	5
		茂木町	2	1	1					
		市貝町								
		芳賀町	5		1	2	2	1	1	2
		管外	3		1	1	3	2	1	3
計			167	7	6	96	47	30	25	55
県南 児童 相談 所	市	足利市	21	1		8	4	6		6
		栃木市	27			11	7	5	2	7
		佐野市	17	1		12	4	5		5
		小山市	27			18	8	6	2	8
		下野市	5			3				
	下都賀郡	壬生町	6			3				
		野木町	8			2	2	3	1	4
	管外									
計			111	2		57	25	25	5	30

(単位：世帯) (単位：人)

児童相談所	市郡	里親里子数 市町別	里親登録数			児童委託数 里親	委託児童数			
			専門里親 登録数 (再掲)	親族里親 (再掲)	養子縁組 里親 (再掲)		男	女	計	
北 児 童 相 談 所	市	大田原市	16		7	3	2	1	3	
		矢板市	11	1	4	3	1	3	4	
		那須塩原市	29	1	1	18	8	2	7	9
		さくら市	9	4	1	3	4	2	2	4
		那須烏山市	5			1	3	1	2	3
	塩谷郡	塩谷町	1			1				
		高根沢町	5			2				
	那須郡	那須町	5				1		1	1
		那珂川町	3			1				
	管外		4			1	5	3	2	5
	計			88	6	2	38	27	11	18
合計			366	15	8	191	99	66	48	114

(注)

- ・里親登録数については、各児童相談所で登録されている里親数で、「管外」については、転居等により、登録された児童相談所の管轄市町外（県外含む）に住所がある里親数
- ・児童委託里親数については、各児童相談所が児童を委託している里親数で、「管外」については、その児童相談所の児童委託里親であるが、管轄内に住所がない里親数（他県で登録されている里親を含む。）

## (3) 市町別里親委託状況

令和5(2023)年4月1日現在  
(単位：世帯) (単位：人)

市郡	里親里子数 市町別	里親登録数			児童委託 里親数	委託児童数			
		専門里親 登録数 (再掲)	親族里親 (再掲)	養子縁組 里親 (再掲)		男	女	計	
市	宇都宮市	107	4	3	62	29	16	19	35
	鹿沼市	15			12	3	3		3
	日光市	13	2		5	2	1	1	2
	真岡市	8			5	3	1	2	3
	足利市	21	1		8	4	6		6
	栃木市	27			11	7	5	2	7
	佐野市	17	1		12	4	5		5
	小山市	27			18	8	6	2	8
	下野市	5			3				
	大田原市	16			7	3	2	1	3
	矢板市	11	1		4	3	1	3	4
	那須塩原市	29	1	1	18	8	2	7	9
	さくら市	9	4	1	3	4	2	2	4
	那須烏山市	5			1	3	1	2	3
河内郡	上三川町	6			3	3	2	1	3
芳賀郡	益子町	9			6	3	4	1	5
	茂木町	2	1	1		1	1		1
	市貝町								
	芳賀町	5		1	2	2	1	1	2
下都賀郡	壬生町	6			3	1	1		1
	野木町	8			2	2	3	1	4
塩谷郡	塩谷町	1			1				
	高根沢町	5			2				
那須郡	那須町	6			1	1		1	1
	那珂川町	3			1				
県外		5		1	1	5	3	2	5
合計		366	15	8	191	99	66	48	114

(注) 里親の住所がある市町別に分けた里親登録数及び児童委託里親数



## (2) 児童福祉施設等入所状況

令和5(2023)年4月1日現在

(単位:人)

種 別	施 設 名	定 員	入 所 率 (%)	児 童 相 談 所 別 入 所 児 童 数					
				暫 定 定 員	入 所 児 童 数	中 央 県	南 県	北 県	外
乳 児 院	宇 都 宮 乳 児 院	80	65	39	60.0	24	10	5	
	す み れ 乳 児 院	20		10	50.0	1	9		
	乳 児 院 「 夢 」	9		7	77.8		7		
	計	109		56		25	26	5	
児 童 養 護 施 設	下 野 三 楽 園	40		35	87.5	17	13	5	
	き ず な	52		50	96.2	36	9	5	
	あ か つ き 寮	28		22	78.6	15	7		
	明 和 園	40		29	72.5	8	10	11	
	泗 水 学 園	50	49	37	75.5	6	28	3	
	養 徳 園	52		39	75.0	15	3	21	
	桔 梗 寮	40		38	95.0	18	9	11	
	氏 家 養 護 園	40		35	87.5	20		15	
	イースターヴィレッジ	49		49	100.0	11	36	2	
	ネバーランド	46		35	76.1	16	16	3	
	アリスとテレス	35		32	91.4	8	24		
計	472		401		170	155	76		
福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設 (知的障害)	大 和 久 学 園	20		20	100.0	8	8	4	
	た か は ら 学 園	15		13	86.7	4	4	4	1
	国 分 寺 学 園	20		13	65.0	6	7		
	桜 ふ れ あ い の 郷	15		13	86.7	6	3	4	
	上 の 原 学 園			4			4		
	白 山 学 園			1			1		
	筑 峯 学 園			1			1		
計	70		65		24	28	12	1	
福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設 (盲ろうあ)	横 浜 訓 盲 院			1			1		
	計			1			1		
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設 (肢体不自由)	とちぎりハセンター-こども療育センター	30		18	60.0	8	5	4	1
	両毛整肢療護園			2			2		
	計	30		20		8	7	4	1
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設 (重心身)	国立病院機構宇都宮病院	100		18	18.0	14	3		1
	星風会病院星風院	60		4	6.7	1	1		2
	あしかがの森足利病院(契約・措置)	160		18	11.3	1	8		9
	あしかがの森足利病院(短期入所)	8							
	な す 療 育 園	50		12	24.0	4	2	6	
計	378		52		20	14	6	12	
児 童 心 理 治 療 施 設	那須こどもの家(入所)	35	27	22	81.5		8	3	11
	那須こどもの家(通所)	10	1						
	計	45		22			8	3	11
児 童 自 立 支 援 施 設	栃木県那須学園	60	23	14	60.9	8	3	3	
	きぬ川学院								
	武蔵野学院								
	計	60		14		8	3	3	
里 親 委 託				114		55	30	29	
フ ァ ミ リ ー ホ ー ム	虹 の 家	6		1	16.7	1			
	は な の 家	6		6	100.0	4	2		
	こ こ ろ の 家	6		4	66.7	4			
	陽 だ ま り の 家	5							
	計	23		11		9	2		
自 立 援 助 ホ ー ム	星 の 家	8		3	37.5	3			
	マ ル コ の 家	6		5	83.3	2	2	1	
	虹	6		2	33.3	1	1		
	し も つ け	6		4	66.7	1	1	2	
	響	6		2	33.3	1	1		
	大 樹	6		2	33.3	1	1		
	さ く ら の 家	6		1	16.7		1		
	計	44		19		9	7	3	
合 計				775		328	281	141	25

## 7 その他の業務

### (1) 施設巡回相談

措置中の児童に関する相談、施設の現状把握、施設職員との意思疎通を目的として、各児童相談所ごとに、所長、児童福祉司、児童心理司、相談員等が施設を訪問した。

令和4(2022)年度は、中央児童相談所が24施設(うち、書面開催4施設)、県南児童相談所が23施設(うち、書面開催6施設)、県北児童相談所が7施設(うち、書面開催1施設)で巡回相談を行った。

### (2) 施設処遇援助事業

施設での児童処遇の向上を目的として、施設と児相とが共同して行う事業である。

令和4(2022)年度は、施設内性問題への対策を強化する内容とし、「性教育担当者養成研修」等を次のとおり実施した。

施設名	回数	月日	内 容	協力専門家	担当児相
合同研修	1回	8月8日 合同研修 (オンライン)	①発達障害・愛着・トラウマと子どもの問題行動への理解と対応 ②児童養護施設と学校との連携 ③実践報告 児童養護施設と学校との連携の実践例	①中央児童相談所判定指導課 岩井 幸祐 所長補佐 ②栃木県養護施設等連絡協議会 会長 福田 雅章 氏 ③児童養護施設さすな 施設長 森田 佳道 氏 宇都宮市桜小学校 校長 平松 和巳 氏 児童養護施設アリスとテレス 副施設長 芝間 和典 氏 野木町立野木中学校 校長 飯島 正則 氏	中央
性教育 担当者 養成研修	1回	1月30日 (会場)	①グループワーク ②社会的養護の子どもに伝わる性教育	児童養護施設 一宮学園 副施設長 山口 修平 氏	中央 県南 県北
下野三楽園	1回	1月17日 (オンライン)	①特別な支援を要するお子さんに対する対応 ②事例検討	柳川小児科医院 医師 柳川 悦子 氏	中央
ネパランド ・ さすな	1回	12月23日 (オンライン)	難しい子を育てる私たちに求められることとは：社会的養護での養育の質から考える	福山市立大学教育学部 児童教育学科 教授 野口 啓示 氏	中央
氏家養護 園	1回	2月9日 (会場)	学校における心理的支援から考える児童福祉関係機関の連携	スクールカウンセラー(臨床心理士・公認心理師) 圓谷 公美恵 氏	中央
あかつき寮 ・ イースター ヴィレッジ	1回	12月13日 (オンライン)	思春期児童の不登校、ゲーム依存、SNS依存への対応について	児童養護施設 一宮学園 副施設長 山口 修平 氏	県南
泗水学園	1回	11月11日 (オンライン)	児童養護施設における援助希求行動	栃木県公認心理師協会副会長 渡邊 文子 氏	県南
アリスとテレス	1回	11月18日 (会場)	児童養護施設におけるチームワーク	児童養護施設エス・オー・エス 子どもの村 統括主任 佐々木 玄 氏	県南
養徳園	1回	10月20日 (オンライン)	「根拠のある実践」を記録する方法～F-SOAPで実践過程の可視化～	国際医療福祉大学大学院 小嶋 章吾 氏	県北

### (3) 関係機関との連携

児童福祉事業の実効を高めるためには、関係機関、団体、さらには地域資源との連携が必要である。そのため、保育、教育、警察、保健福祉、司法等様々な関係機関の会議等に積極的に参加するとともに、講師、コンサルタントとして技術的援助を行うなど、地域とのネットワークづくりに努めた。

また、福祉系大学等からの実習生や、施設見学者等を受け入れているが、令和4(2022)年度の実績については次のとおりである。

#### ア 社会福祉援助技術現場実習生等の受入れ

児童相談所においては、社会福祉事業従事者を養成する学校等からの依頼により、実習生を積極的に受け入れ、福祉人材育成に資することとしている。

児童相談所で受け入れている実習とは、主に福祉系大学等における臨床心理実習及び保育実習のことをさしている。

令和4(2022)年度は、各児相あわせて、6大学31名の実習生を受け入れた。

受入機関	依頼機関(学校等)	人数	期間
中央児童相談所	4大学	25名(男8名、女17名)	おおむね5月 ～10月末まで の期間において 実施している。
県南児童相談所	1大学	3名(男0名、女3名)	
県北児童相談所	1大学	3名(男2名、女1名)	
計	6大学	31名(男10名、女21名)	

#### イ 児童相談所施設見学・視察等の受入れ

児童相談所においては、業務各関係機関との相互理解の促進、虐待防止にかかる取組の啓発に資することを始め、広く一般に業務の理解を図る事を目的として、各関係機関・団体から施設見学・業務説明等の依頼を受け、対応している。

令和4(2022)年度は、司法修習生や内地留学教員、臨床医合わせて43名の見学研修者を受け入れた。

#### (4) 市町支援事業

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正により、平成17(2005)年4月1日から市町村が虐待通告の受理機関に加えられるとともに、児童に関する第一義的な相談支援機関として位置づけられたところである。このため、市町における児童相談業務への円滑な対応を期すべく、必要な援助を実施した。

令和4(2022)年度の実施状況は次のとおりである。

内容	回数		
	中央	県南	県北
1 要保護児童対策地域協議会に対する支援			
(1) 代表者会議・実務者会議への参加	41回	25回	97回
(2) 定例会・個別ケース検討会議への参加	109回	386回	181回
2 研修会等の開催、講師の派遣			
(1) 児童相談所が主催する担当者会議、研修会等の開催	22回	8回	2回
(2) 市町が開催する研修会への講師・助言者の派遣	2回	2回	1回
3 その他個別ケースに関する技術指導・助言指導	随時	随時	随時

#### (5) 市町虐待対応力強化支援事業

市町の相談対応や援助技術等を支援し、児童虐待等児童相談への対応力の向上と専門性の強化を目的として、令和2(2020)年度から新たに専門的な知識や経験を有する支援員を市町に派遣し、継続的に助言する事業を実施した。

令和4(2022)年度の実施状況は次のとおりである。

児童相談所	中央	県南	県北
実施市町及び回数	宇都宮市 6回 鹿沼市 1回 日光市 1回 真岡市 6回 上三川町 1回 益子町 3回 芳賀町 1回	足利市 8回 栃木市 13回 佐野市 12回 小山市 13回 下野市 12回 壬生町 5回 野木町 5回	矢板市 1回 さくら市 9回 那須烏山市 1回 那須町 2回 那珂川町 1回 高根沢町 1回 塩谷町 2回
計	4市3町 19回	5市2町 68回	3市4町 17回

#### (6) 協力体制整備事業

児童相談所が地域において児童虐待防止等に関する活動を行うため、主任児童委員等に対して専門研修を実施している。

担当児相	実施日	場 所	研修テーマ	講 師	参加者
中央	2月8日	パーティ男女共同 参画センター	児童虐待等子どもを取り巻く 環境と地域での支援について	元県北児童相談所長 直井 茂 氏	関係者 129名
県南	2月20日	とちぎ岩下の新生姜 ホール (栃木文化会館)	さまざまな困難を抱えた子どもと家族 を支援する ～子どもの居場所「おひさま」の取り 組み～	NPO法人子どもの育ちを支 える会 理事長 高橋 弘美 氏	関係者 97名
県北	2月7日	GUNEI 三島ホール	児童家庭福祉の現状とこれ から	社会福祉法人 養徳園 総合施設長 福田 雅章 氏	関係者 72名

**(7) 虐待ホットライン整備事業**

児童虐待は、こどもの心に深刻な影響を与えるばかりでなく、時として親の虐待によって尊い命が奪われるといった痛ましい事件も発生しており、早期発見・早期対応を図るための体制の充実が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、栃木県では、平成15(2003)年4月1日から「児童虐待緊急ダイヤル」を設置し、夜間・休日など児童相談所の閉庁時間において、365日児童虐待に関する緊急通告を受け付けている。

\*【時間帯別受信件数】

(単位：件)

区分 受信時間	無言・いたずら					虐待通告以外の相談					関係機関からの事務連絡					虐待通告					【その他】 一般市民から児相への取次 成人の相談(18歳以上) 他機関への照会					合計
	管轄児相	中央	県南	県北	不明	計	中央	県南	県北	不明	計	中央	県南	県北	不明	計	中央	県南	県北	不明	計	中央	県南	県北	不明	
17:15~18:00				12	12	7	4	2		13	1	1	2		4	5	7	6		18						47
18:00~19:00				12	12	7	10	5	1	23	6				6	8	14	6		28						69
19:00~20:00				15	15	11	13	7		31	5	4	1		10	14	3	4		21						77
20:00~21:00				10	10	14	9	12	2	37	4	4	2		10	10	8	7		25						82
21:00~22:00				5	5	8	12	8	2	30	1	6			7	8	8	6		22						64
22:00~23:00				11	11	2	13	5	1	21	2	1	1		4	10	6	4	1	21						57
23:00~24:00				3	3	6	7	4		17	2	3			5	3	1	1		5						30
0:00~1:00						4	5	1	1	11	5	5			10	4	1	4		9						30
1:00~2:00						5	5	3		13	1	1			2	1	2	2		5						20
2:00~3:00						3	3			6	2		1		3	1	2	1		4						13
3:00~4:00				2	2	5	1			6						2				2						10
4:00~5:00				2	2		1	1		2	1				1	1				1						6
5:00~6:00				1	1	2	1			3	1				1	1	2	1		4						9
6:00~7:00				5	5	4	2			6																11
7:00~8:30				21	21	10	4	6		20	2	2	1		5	6	3	3		12						58
8:30~9:00				3	3	1	6			7						2		1		3						13
9:00~10:00				6	6	2	3	3		8	2	1	1		4	5	3	1		9						27
10:00~11:00				12	12	6	5	2		13	1	2	2		5	2	1	3		6						36
11:00~12:00				7	7	5	7	5	1	18	2	2			4	3	5	1		9						38
12:00~13:00				3	3	4	7	3		14	1	2	1		4	4	6	1		11						32
13:00~14:00				3	3	3	7			10	3	1			4	5	4	2		11						28
14:00~15:00				5	5	3	5	1		9	1	3			4	3		3		6						24
15:00~16:00				9	9	3	3	3		9	4	1			5	4	2	1		7						30
16:00~17:15				8	8	6	7	3		16	3		1		4	2	4	2		8						36
合計				155	155	121	140	74	8	343	51	30	13	1	102	104	82	60	1	247						847

## 第3章 一時保護業務の実施状況

## 1 一時保護

### (1) 年度別一時保護所入所児童数

令和4(2022)年度の一時保護状況については、一時保護実人員は昨年度から約9.6%減少した。また、一日当たり平均保護人員は定員の約76.4%だった。一方で、一人当たりの平均保護日数については、昨年度と比較し約15.1%の大幅な増加となっている。なお、一時保護延人員は2年連続で増加しており、昨年度から約4.0%増加している。

一時保護児童数年度別比較

年度 区分	平30 (2018)	令元 (2019)	令2 (2020)	令3 (2021)	令4 (2022)
一時保護 実人員	247人(107)	240人(113)	219人(108)	187人(98)	169人(80)
一時保護 延人員	7,649人・日	7,594人・日	6,431人・日	6,698人・日	6,964人・日
一日平均 保護人員	21.0人	20.7人	17.6人	18.4人	19.1人
1人当たり 平均保護日数	31.0日	31.6日	29.4日	35.8日	41.2日

(注) ( ) 内数字は女児数

### (2) 月別一時保護所入所児童数

区分 月別	当月入所実人員(人)			延人員 (人・日)	一日平均 保護人員 (人)
	男	女	計		
4	19(9)	12(9)	31(18)	489	16.3
5	4	8	12	575	18.5
6	11	8	19	672	22.4
7	2	6	8	619	20.0
8	2	5	7	505	16.3
9	7	6	13	608	20.3
10	6	6	12	684	22.1
11	8	4	12	598	19.9
12	6	6	12	496	16.0
1	7	5	12	537	17.3
2	6	6	12	571	20.4
3	11	8	19	610	19.7
合計	89	80	169	6,964	19.1

(注) 当月入所実人員の4月( )内は、前年度からの継続入所分を内数として記載

### (3) 児童相談所別一時保護所入所児童数

児童相談所別一時保護児童数は、一時保護実人員で中央児童相談所が66人（前年69人）、県南児童相談所が53人（前年度70人）、県北児童相談所が50人（前年度48人）となっている。

区 分 児相別	一時保護実人員（人）			一時保護延人員（人・日）		
	男	女	計	男	女	計
中央児童相談所	32	34	66	1,548	1,003	2,551
県南児童相談所	27	26	53	1,356	1,361	2,717
県北児童相談所	30	20	50	1,009	687	1,696
合 計	89	80	169	3,913	3,051	6,964
構成比（％）	52.7	47.3	100.0	56.2	43.8	100.0

### (4) 一時保護専用施設入退所状況

令和2(2020)年4月から、児童養護施設きずな内に、「一時保護専用施設」（定員6名）が開設された。

一時保護所同様、児童相談所から一時保護児を預かっているが、近隣の市町から保護した学齢児を原籍校に登校支援するなど、柔軟な支援を行っている。（委託一時保護人数の再掲）

区 分 児相別	保護人数		退所先			
	一時保護 実人員 （人）	一時保護 延人員 （人・日）	児 童 福 祉 施 設	里 親	帰 宅	その他 （保護先の変 更や次年度継 続保護等）
中央児童相談所	14	525	1	1	7	5
県南児童相談所	26	1,077	1	1	15	9
県北児童相談所	14	429	4	2	3	5
合 計	54	2,031	6	4	25	19

(5) 一時保護所入所状況(年度別・相談種別)

ア 養護

(単位：人)

年度別	年齢別				合 計
	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～18歳	
平30 (2018)	29	62	42	33	166
令元 (2019)	25	68	61	42	196
令2 (2020)	34	61	32	24	151
令3 (2021)	26	44	30	39	139
令4 (2022)	25	41	32	14	112

イ 養護のうち主訴が虐待であったもの(再掲)

(単位：人)

年度別	年齢別				合 計
	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～18歳	
平30 (2018)	18	39	26	22	105
令元 (2019)	20	59	48	27	154
令2 (2020)	20	46	24	15	105
令3 (2021)	16	32	20	32	100
令4 (2022)	17	30	26	10	83

ウ 非行

(単位：人)

年度別	年齢別				合 計
	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～18歳	
平30 (2018)			28	30	58
令元 (2019)			17	16	33
令2 (2020)		1	20	15	36
令3 (2021)		1	12	13	26
令4 (2022)		2	18	15	35

エ 育成

(単位：人)

年度別	年齢別				合 計
	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15～18歳	
平30 (2018)		7	12	4	23
令元 (2019)			10	1	11
令2 (2020)		5	20	7	32
令3 (2021)		6	7	9	22
令4 (2022)		8	8	6	22

## (6) 一時保護所退所状況(年度別・相談種別)

(単位：人)

		児童 養護施設	児童自立 支援施設	帰 宅	里親委託	そ の 他	翌年度 継続保護	計
平 30 (2018)	養 護	21	4	25	5	1	5	61
	虐 待	20	3	70	4	1	7	105
	障 害							
	非 行	8	5	36		7	2	58
	育 成	9	6	5	1	1	1	23
	そ の 他							
	計	58	18	136	10	10	15	247
令 元 (2019)	養 護	12	5	19	4		2	42
	虐 待	55	1	68	13	4	13	154
	障 害							
	非 行	3	4	17	2	5	2	33
	育 成	2	1	6	1		1	11
	そ の 他							
	計	72	11	110	20	9	18	240
令 2 (2020)	養 護	19		17	2	3	5	46
	虐 待	37	2	57	2	1	6	105
	障 害							
	非 行	6	5	19		4	2	36
	育 成	8	9	9	1	4	1	32
	そ の 他							
	計	70	16	102	5	12	14	219
令 3 (2021)	養 護	15	1	17	3	1	2	39
	虐 待	28	1	57	3	3	8	100
	障 害							
	非 行	3	2	15		2	4	26
	育 成	3	2	11	1	1	4	22
	そ の 他							
	計	49	6	100	7	7	18	187
令 4 (2022)	養 護	12	2	8	1	0	6	29
	虐 待	22	3	46	4	3	5	83
	障 害							
	非 行	4	8	13	4	3	3	35
	育 成	4	6	9	0	1	2	22
	そ の 他							
	計	42	19	76	9	7	16	169

## 2 委託一時保護

児童を一時保護する必要がある場合は、一時保護所を利用することを原則とするが、委託一時保護を行うことが適当と判断される場合には、当該児童を医療機関、児童福祉施設、里親その他適当な者に一時保護を委託している。

(栃木県総計)

(単位：人)

相談種別	施設	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他施設	里親	その他	計	延日数(日)	翌年度継続保護
養護(虐待)		86	24		1	7		21	63	202	2,617	24
養護(その他)		34	22			2		11	22	91	6,861	15
障害									1	1	281	
非行		13						1	7	21	374	2
育成		3							5	8	242	2
その他								1		1	135	1
計		136	46		1	9		34	98	324	10,510	44
延日数		4,561	2,281		5	338		967	2,358	10,510		

(中央児童相談所)

(単位：人)

相談種別	施設	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他施設	里親	その他	計	延日数(日)	翌年度継続保護
養護(虐待)		11	7					3	16	37	1,371	7
養護(その他)		15	12					4	9	40	1,471	9
障害												
非行		8						1	3	12	209	
育成												
その他								1		1	135	1
計		34	19					9	28	90	3,186	17
延日数		1,121	1,027					509	529	3,186		

(県南児童相談所)

(単位：人)

相談種別	施設	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他施設	里親	その他	計	延日数(日)	翌年度継続保護
養護(虐待)		48	15		1	5		14	37	120	3,862	7
養護(その他)		10	6			2		3	10	31	721	1
障害									1	1	281	
非行		2							4	6	152	1
育成		3							4	7	228	2
その他												
計		63	21		1	7		17	56	165	5,244	11
延日数		2,077	1,006		5	220		295	1,641	5,244		

(県北児童相談所)

(単位：人)

相談種別	施設	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他施設	里親	その他	計	延日数(日)	翌年度継続保護
養護(虐待)		27	2			2		4	10	45	1,528	10
養護(その他)		9	4					4	3	20	525	5
障害												
非行		3								3	13	1
育成									1	1	14	
その他												
計		39	6			2		8	14	69	2,080	16
延日数		1,363	248			118		163	188	2,080		